

○粕屋南部消防組合消防用設備等の設置に関する基準

令和7年4月17日

粕屋南部消防組合訓令第7号

改正 令和8年3月23日組合訓令第6号

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 消防用設備等の基準

第1節 消火設備に関する基準（第3条－第9条）

第2節 警報設備に関する基準（第10条－第12条）

第3節 避難設備に関する基準（第13条・第14条）

第4節 消防活動上必要な施設に関する基準（第15条）

第5節 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する施設等に関する基準（第16条）

第3章 防災物品・防災表示（第17条）

第4章 用途別取扱要領（第18条－第20条）

第5章 避難上又は消火上有効な開口部（第21条）

第6章 防火対象物定期点検報告（第22条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この基準は、消防法（昭和23年法律第186号）第17条の規定に基づく消防用設備等の技術上の基準を明確にするとともに、設備等に係る届出の審査及び検査に必要な事項を定めることを目的とする。

（用語等の定義）

第2条 この基準における用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 法とは、消防法（昭和23年法律第186号）をいう。

(2) 令とは、消防法施行令（昭和36年政令第37号）をいう。

- (3) 規則とは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）をいう。
- (4) 建基法とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）をいう。
- (5) 建基政令とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）をいう。
- (6) 建基省令とは、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）をいう。

第2章 消防用設備等の基準

第1節 消火設備に関する基準

(消火器)

第3条 消火器の設置・維持については、令第10条及び規則第6条によるほか、次によること。

- (1) 火気使用場所における付加設置場所
 - ア 厨房（個人の厨房を除く。）
 - イ 営業用食品加工炉及びかまどを設置する場所
 - ウ 工業用炉及びかまどを設置する場所
 - エ 熱風炉を設置する場所
 - オ サウナ室（個人の住居に設けるものを除く。）
 - カ 公衆浴場の火焚場
 - キ 焼却炉を設置する場所
 - ク 火花を生ずる設備のある場所
 - ケ 変電設備、発電設備その他これらに類する電気設備のある場所
 - コ その他火気を使用する場所で必要と認める場所
- (2) 厨房については、社員食堂の厨房、学校の家庭科実習教室等の厨房機器を設置した場所も対象にする。
- (3) 鍛造場、ボイラー室及び乾燥室等は、規模や容量に関係なく小規模のものが設置された室も対象にする。
- (4) 第1号については、その付近（おおむね5メートル）に当該設備に適応する消火器が設置されており、必要とする能力単位又は本数を満たしている場合は、設置しないことができる。
- (5) 共同住宅等でメーターボックス内（共用部分に限る。）にやむを得ず設置する場合は、用具（鍵等）を用いることなく容易に取り出せる構造であること。又、底

部が腐食するおそれがある時は、置き台の上に置くこととし、標識は『この中に消火器あり』等の文字を付加すること。

- (6) 屋外等で雨水等の影響を受けるおそれのある場所に設置する場合は、適当な防護措置を講じること。
- (7) 精神疾患又は知的障害者等が入所する施設は、消火器本来の目的として使用が困難なため、規則6条第6項の規定により各階に設置される本数の消火器をナースステーション等の有効に使用可能な場所に集中して配置できるものとする。

2 変電設備及び発電設備の全出力の算定は、次によること。

- (1) 変電設備及び発電設備の全出力の算定は、次によること。

ア 変電設備

全出力は、受電用遮断器の二次側に接続される変圧器の定格容量kVA(一の変圧器の容量が3kVA未満のものは除く。)の和に第3-1表の係数を乗じて算定する。この場合、主変圧器(連絡変圧器)の二次側に接続される変圧器の容量は含まないものとする。

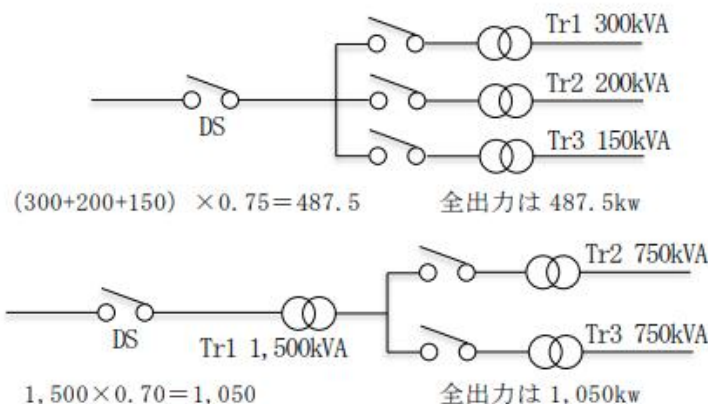
なお、設置場所が異なる場合は、設置場所ごとに全出力を算定する。

第3-1表

変圧器の定格容量の合計	係数
500kVA 未満	0.80
500kVA 以上 1,000kVA 未満	0.75
1,000kVA 以上	0.70

※500kw=667KVA、1,000kw=1,428KVA

[計算例]



ただし、Tr1とTr2、Tr3の設置場所(区画)が異なる場合は、場所ごとに全出力を計算する。

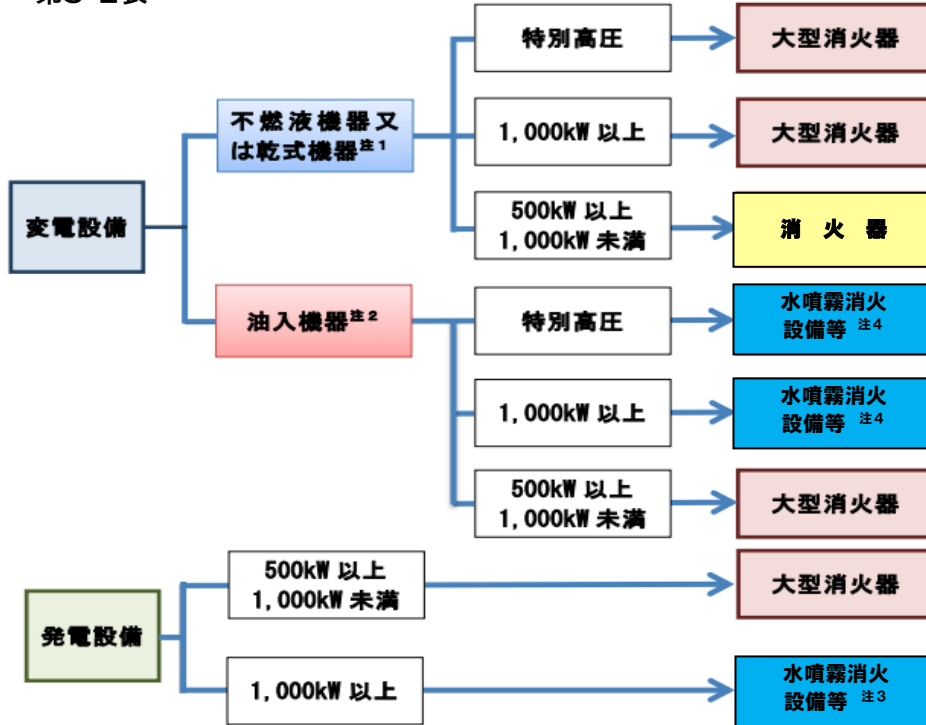
イ 発電設備

全出力は、防火区画ごとに設置された発電機の定格出力(kw)を合計し算定する。

なお、発電機の出力がkVAで表されている場合には、発電機の力率を乗じること。

(2) 令第13条により床面積が200㎡以上で令別表第1に掲げる防火対象物の発電機、変圧器その他これらに類する電気設備が設置されている部分には水噴霧消火設備等を設置する必要があるが、次の電気設備の取扱いについては第3-2表のとおりとする。

第3-2表



注1 不燃液機器又は乾式機器を使用する変電設備とは、主要な機器（主遮断器、変圧器、コンデンサー、リアクトル、電圧調整器等をいう。以下同じ。）全てに、不燃性のガス及び絶縁油を用いたもの並びに JIS C 4003 の機器絶縁を施したものを使用した変電設備をいう。また、モールド変圧器（巻線を耐熱、電気絶縁性に優れたエポキシ樹脂などで覆った変圧器をいう。）を使用した変電設備については、乾式機器に該当するものであること。

注2 油入機器とは、主要な機器の一部又は全部に電気絶縁油を使用した変電設備をいう。また、電気絶縁油とは、JIS C 2320 に定めるもの及びその他の絶縁油（不燃性のものを除く。）をいう。なお、植物油を使用する変圧器で、一定の要件を満たすものについては、水噴霧消火設備等に代えて大型消火器を設置することができる。（令和5年消防予第205号参照）

注3 令第13条で水噴霧消火設備等の設置が義務になる場合は、特例適用要件として大型消火器の設置が必要になるので注意すること。

注4 水噴霧消火設備等の設置が義務になる（代替設置含む）場合において、規則第8条第3項の規定に適合する場合は、大型消火器を設置しないことができる。

（屋内消火栓設備）

第4条 屋内消火栓設備の設置・維持については、令第11条及び規則第12条によるほか、次によること。

1 消火栓の選択

(1) 令別表第1(12)項イ、(14)項の防火対象物及び令別表第1に掲げる建築物その他

の工作物で、指定可燃物(可燃性液体類を除く。)を危令表4で定める数量の750倍以上を貯蔵し又は取り扱うものについて易操作性1号消火栓を設置すること。また、その他の防火対象物で1号消火栓を設置する場合は易操作性とすること。

(2) 病院、社会福祉施設等の自力避難困難者が利用する就寝を伴う施設については2号消火栓を設置すること。

なお、原則として、同一防火対象物には同一の消火栓の設置をすること。

2 設置方法

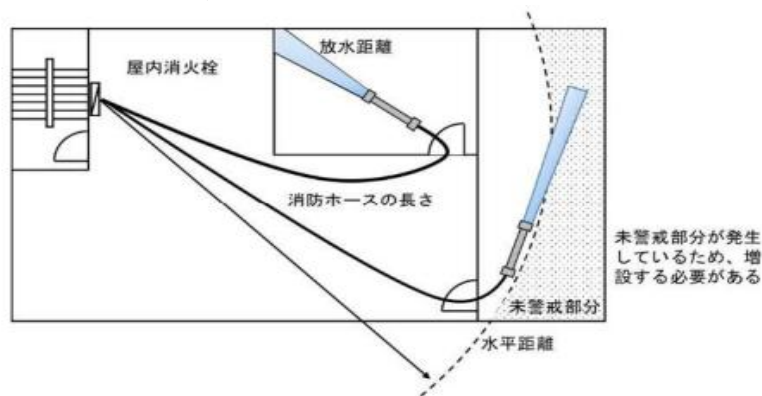
(1) 消火栓箱は、人目に触れやすい共用部等に設置すること。

(2) 令第11条第3項第1号ロ並びに第2号イ(2)及び同項ロ(2)に規定する「各部分に有効に放水することができる。」とは、間仕切壁等により放水できない部分が生じないように、消防用ホースを延長する経路、消防用ホースの長さ及び放水距離を考慮し、有効に消火できるよう設けることをいうものであること。(この規定は、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備等及び屋外消火栓設備についても準用する。)

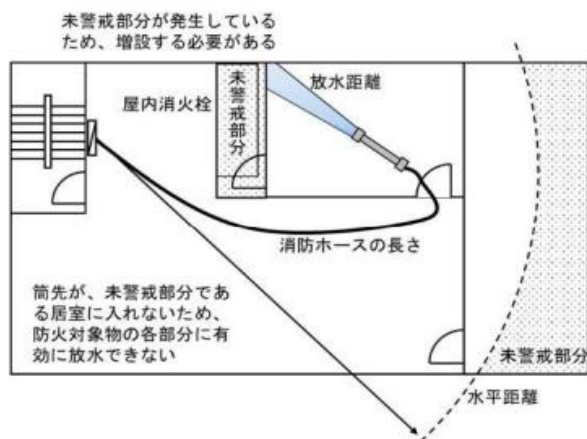
(第4-1図及び第4-2図参照)

なお、1号消火栓における放水距離は実際の放水距離とし、簡易操作型放水用設備の放水距離については第4-1表によること。

第4-1図



第4-2図



第4-1表

屋内消火栓の種類	水平距離(m)	ホースの長さ(m)	放水距離(m)
易操作性1号消火栓	25	30	7
2号消火栓	15	20	10
広範囲型2号消火栓	25	30	7

- (3) 店舗、倉庫及び工場等の物品が多く保管されると予想される用途で消火栓箱を設ける場合には、側面1メートル前面2メートルの操作空地を確保すること。
- (4) 冷凍室等で屋内消火栓を当該室内に設置することが困難な場合は、努めて令第11条第4項に規定する消火設備を設置すること。ただし、次のすべてに適合する場合はこの限りでない。
- ア 屋内消火栓は1号消火栓とし、冷凍室の出入口付近に設けること。
- イ 防火対象物の各部分(冷凍室等の部分)を有効に包含できるように必要なホースを増設し、格納箱等に格納すること。
- なお、易操作性1号消火栓を用いる場合は、増設ホースを接続し、格納箱に収納しておくこと。
- ウ 加圧送水装置の揚程は前イにより設けたホースの摩擦損失水頭を加算すること。

3 加圧送水装置等

- (1) 加圧送水装置は、「加圧送水装置の基準」（平成9年消防庁告示第8号）に適合する認定品を使用すること。
- (2) 令11条第3項第1号ホ、第2号イ(6)及び第2号ロ(6)に規定する「火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所」とは、次のア又はイに該当するものとする。（この規定は、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備等及び屋外消火栓設備にも準用する。）
 - ア 屋内にポンプを設ける場合
 - (ア) 延焼のおそれが少ない独立した加圧送水装置専用の建築物内に設けるもの。
 - (イ) 不燃材料で造られた壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあつては屋根）で区画され、かつ、開口部に防火設備（屋外に面する部分で、延焼のおそれのあるもの以外は除く。）を設けた加圧送水装置専用の室に設けるもの。また加圧送水装置を設置する室の出入口戸には、赤地に白文字で『消火ポンプ室』と表示すること。
 - (ウ) 空調機械室その他これらに類する室で延焼のおそれの少ない箇所（ボイラー設備及び変電設備等の火災発生のおそれのある室を除く。）
 - イ 屋外（屋上含む。）にポンプを設ける場合
 - (ア) 屋外（屋上含む。）にポンプを設ける場合は、風雨、凍結及び高温等により制御盤、電動機等に影響を及ぼすことから屋外仕様の消火ポンプ又は前アに準じた室等に設けること。
- (3) 加圧送水装置の立ち上がり管、吸水管及び試験配管には、耐震装置を設置しなければならないものとする。
- (4) 配管を地下に設置する場合には、配管外面の腐食を防止するための措置を講じなければならないものとする。（この規定は、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備等及び屋外消火栓設備についても準用する。）
- (5) 加圧送水装置、呼水槽その他の配管設備に設けられた止水弁等のバルブ類には、その使用目的に応じて『常時開』又は『常時閉』等の当該バルブの正常な状態を保持するための表示を設けるものとする。
- (6) 配管には、補助用高架水槽又は補助ポンプにより常時充水しておくこと。なお、

地上2階建て以下に限り、補助用高架水槽が設置困難な場合でタイマー（2回以上／日）等の自動点検装置を設けた場合は、設置しないことができる。（この規定は、スプリンクラー設備及び水噴霧消火設備等についても準用する。）

(7) 「加圧送水装置の基準」第6に規定する制御盤については、次表のとおり設置すること。

制御盤の区分	設置場所
第1種制御盤	特に制限なし
第2種制御盤	※不燃室
その他	※不燃室（電気室、機械室、中央管理室、ポンプ室その他これらに類する室に限る。）

※ 不燃室：不燃材料で造られた壁、柱、床及び天井で区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸を設けた室

(8) 規則第12条第1項第7号ハ(二)ただし書きに規定する他の消火設備とポンプの併用又は兼用する場合の「それぞれの消火設備の性能に支障を生じないもの」は、次により取扱うこと。

ア 一の消火設備としてポンプが起動した際に、他の消火設備が作動する等の誤作動がないこと。

イ 同一対象物で、他の消火設備とポンプを併用又は兼用する場合は、各消火設備の規定吐出量を加算して得た量以上とすること。

(9) 棟が異なる防火対象物（同一敷地内で、管理権原が同一の場合に限る。）で、ポンプを兼用する場合の吐出量は、次のいずれかによること。また、他の棟の消火設備に影響を及ぼさない措置を講じること。

ア 吐出量は各防火対象物に設置した消火設備の規定吐出量を加算して得た以上の量とすること。

イ 次のいずれかに該当する場合は、消火設備の規定吐出量のうち最大となる規定吐出量以上の量とすることができる。

(ア) 隣接する防火対象物のいずれかが、耐火建築物又は準耐火建築物であるもの。

(イ) 隣接する防火対象物相互の外壁間の中心線から水平距離が1階にあっては

3 mを超える、2階以上にあつては5 mを超える有効な距離を有するもの。

4 水源

(1) 水源水槽の構造等は、次によること。ただし、認定品を除く。

ア 耐火構造の水槽は、防火モルタル等による止水措置が講じられていること。

イ 鋼板製の水槽は、有効な防食処理を施したものであること。

ウ 合成樹脂製の水槽は、次によること。

(ア) 室内に設置する場合は、規則第12条第1項第4号イ(ニ)の規定に準じた室内に設けること。なお、当該室内には可燃物等を存置させないこと。

(イ) 屋外又は屋上に設ける場合は、規則第12条第1項第4号イ(ニ)(2)の規定に準じること。なお、当該基準によることができない場合は、不燃材で造った防火壁等で防火上有効な措置を講じること。

(ウ) 地盤面下に埋設する場合は、強度等を考慮し施工すること。

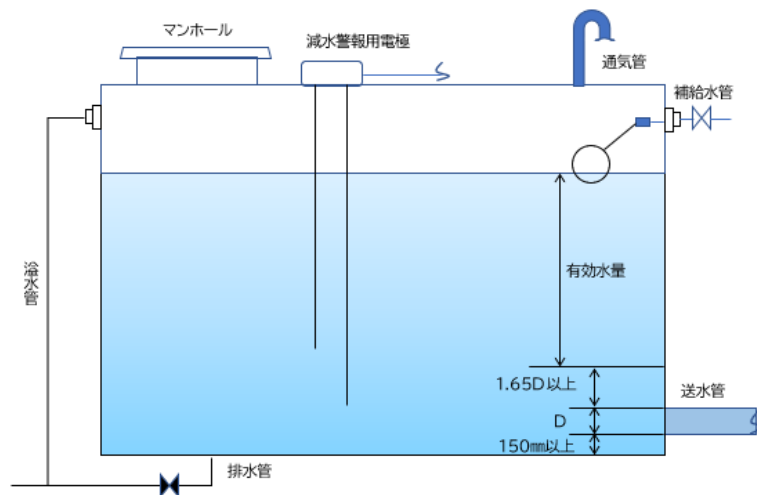
(2) 水質は原則として、上水道水とし消火設備の機器、配管、バルブ等に影響を与えないものであること。また、再生水は利用しないこと。

(3) 貯水槽（高架水槽及び圧力水槽含む。）への給水方法は、自動的に行うものとする。

(4) 有効水量の高さの算定は、次によること。

ア 高架水槽（床上水槽を含む。）の場合

高架水槽方式の加圧送水装置に設ける場合の有効水量の算定は、貯水槽の送水管の上端上部（送水管内径(D)に1.65を乗じて得た数値の位置）から貯水面までの間とする。（第4-3図参照）

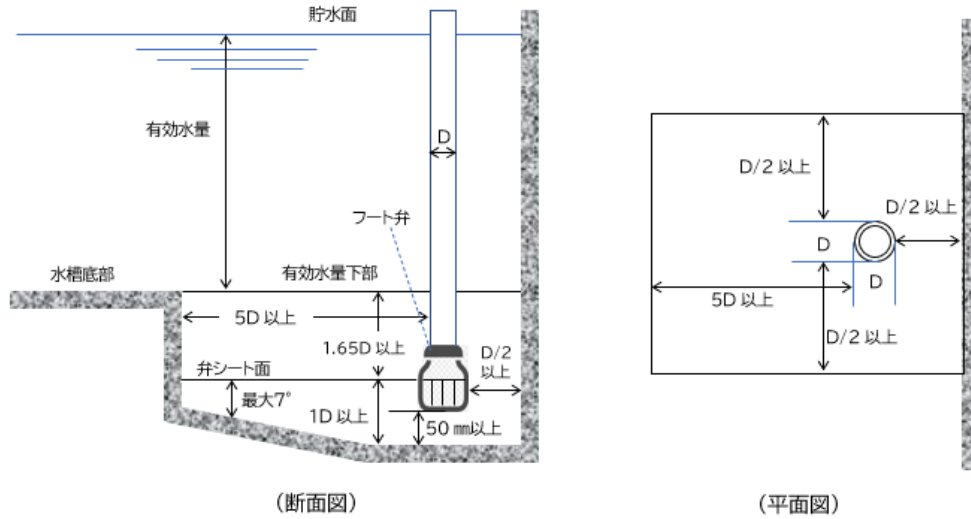


第4-3図

イ 地下水槽等（ピット）の場合

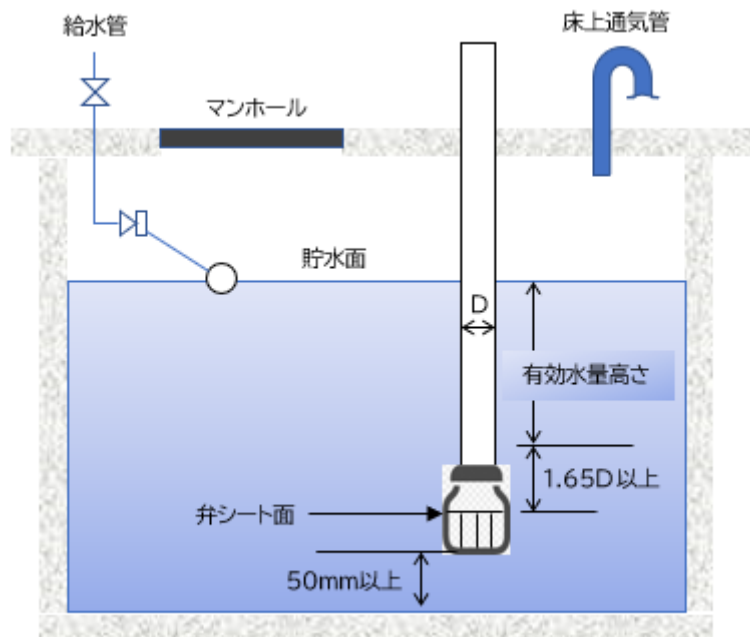
地下水槽等（ピット）で、専用ポンプ（水中ポンプ除く。）を設ける場合の有効水量の算定は、フート弁のシート面（吸水管内径(D)に1.65を乗じて得た数値の位置）から貯水面の間とすること。

(ア) サクションピット(釜場)を設ける場合（第4-4図参照）



第4-4図

(イ) サクションピットを設けない場合（第4-5図参照）



第4-5図

- (5) 他の消防用設備等と兼用する場合の水源水量は、各消防用設備等に必要な規定水量が確保できるように、それぞれの規定水量を加算して得た量以上とすること。ただし、消防用水（防火水槽を含む）は、災害時に消防隊が使用することから兼用しないこと。
- (6) 補助用高架水槽の仕様については、次のとおりとする。
- ア 容量については、500リットル以上とすること。ただし、補給装置を設けたものについては、200リットル以上とすることができる。
 - イ 材質は鋼板製、合成樹脂製（1号ウによる場合に限る。）又はこれと同等以上ものとする。
 - ウ 補助用高架水槽を他の消防設備等と兼用する場合の容量は、それぞれの設備に必要となる水量のうち最大となる水量以上の量とすることができる。
- (7) 次のアからエまでについては、警報と表示を常時人がいる場所に設けるものとする。ただし、規則第12条第1項8号に規定する総合操作盤で表示及び警報が確認できる項目については、この限りではない。
- ア ポンプ運転（ポンプ等の起動、停止等）
 - イ ポンプ異常（過電流を含む。）
 - ウ 呼水槽減水（水量の1/2以下に減水）
 - エ 水槽減水（有効水量未満に減水）
 - オ 補助ポンプ異常（過流電を含む）
 - カ 補助用高架水槽減水（水量の1/2以下に減水）
- (8) 水源を受水槽等と共用する場合は、水槽の下部から有効水量を考慮すること。この場合、フート弁及び警報を出す場合の電極の位置に注意すること。
- 5 特例基準
- (1) 令第11条の適用がある防火対象物のうち、特定防火対象物には、屋外消火栓設備及び動力消防ポンプ設備の代替は認めない。
 - (2) 令第11条第2項の適用で内装制限があっても、押入れ等（4平方メートル以上は除く。）は、適用しないことができる。
(非常電源専用受電設備)

第5条 非常電源専用受電設備の設置については、次によること。

1 構造

- (1) キュービクル式のもの、不燃専用室に設置するものを除き、「キュービクル式非常電源専用受電設備の基準」（昭和50年消防庁告示第7号）に適合するものであること。なお、原則として認定品を設置すること。
- (2) 低圧で受電する非常電源専用受電設備の配電盤又は分電盤（以下「非常用配電盤等」という。）は、「配電盤及び分電盤の基準」（昭和56年消防庁告示第10号）によるほか、設置場所に応じて次表により設置するものであること。なお、原則として認定品を設置すること。

設置場所	非常用配電盤等の種類
不燃専用室	一般の配電盤等
屋外又は主要構造部を耐火構造とした建築物の屋上（隣接する建築物等から3メートル以上の距離を有する場合又は、当該受電設備から3メートル未満の範囲の隣接する建築物等の部分が不燃材料で造られ、かつ、当該建築物等の開口部に防火戸その他の防火設備が設けられている場合に限る。）	一般の配電盤等
不燃材料で区画された機械室等及びその他これに類する室	第1種配電盤等又は第2種配電盤等
上記以外の場所	第1種配電盤等

- (3) 開閉器には、消防用設備等用の電源である旨の赤色の表示（設備の名称）を設けること。
- (4) 高圧又は特別高圧で受電する非常電源専用受電設備の機器及び配線は、非常電源回路に直接関係のない機器及び配線と容易に識別できるように離隔又は不燃性の隔壁で遮蔽すること。

2 引込回路

- (1) 引込線の耐火規制については、次によること。
- ア 特別高圧受電に使用される配線用ケーブル
- (ア) 使用ケーブル

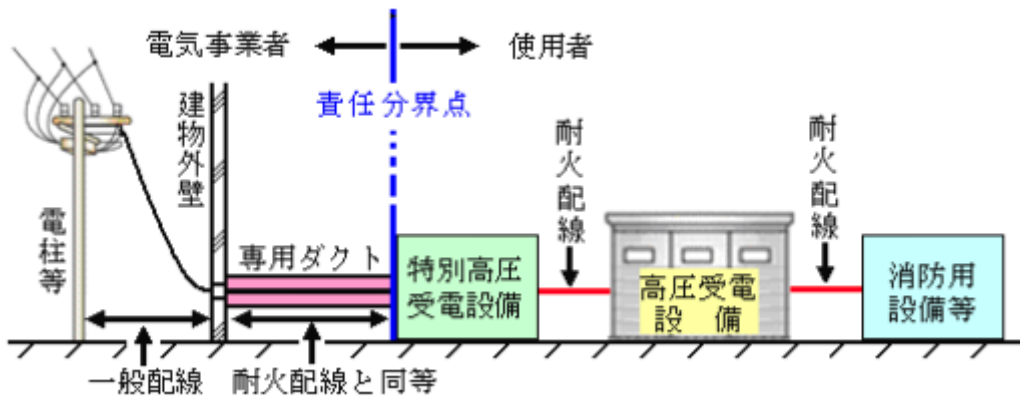
- a 架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル (CVケーブル)
- b トリプレック型架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル (CVTケーブル)

(イ) 配線の施工方法

電気事業者が施工する建築物内部の配線用ケーブルについては、耐火性を有する専用ダクトにより単独ケーブル工事をする場合は、耐火配線の基準に適合しているものとみなす。

イ 電気事業者の責任分界点（引込み接続点等）及び耐火配線規制範囲は、ア、イ及びウに示すとおりとすること。（第5-1～5図参照）

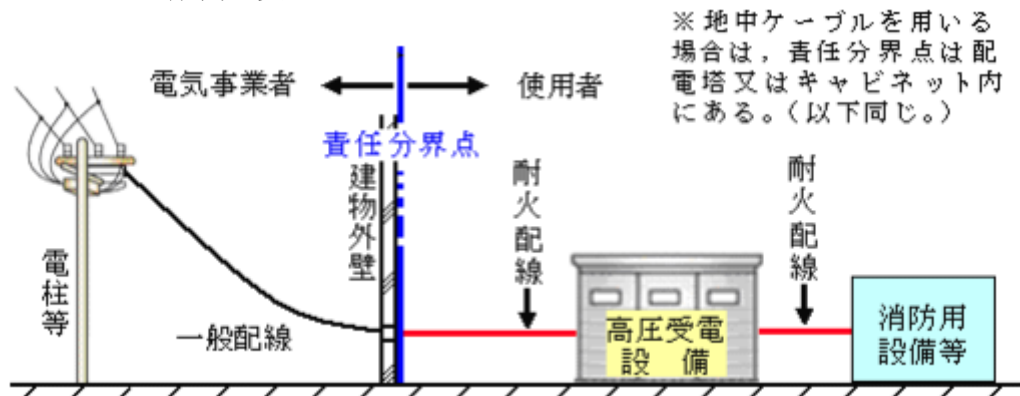
(ア) 特別高圧受電



第5-1図

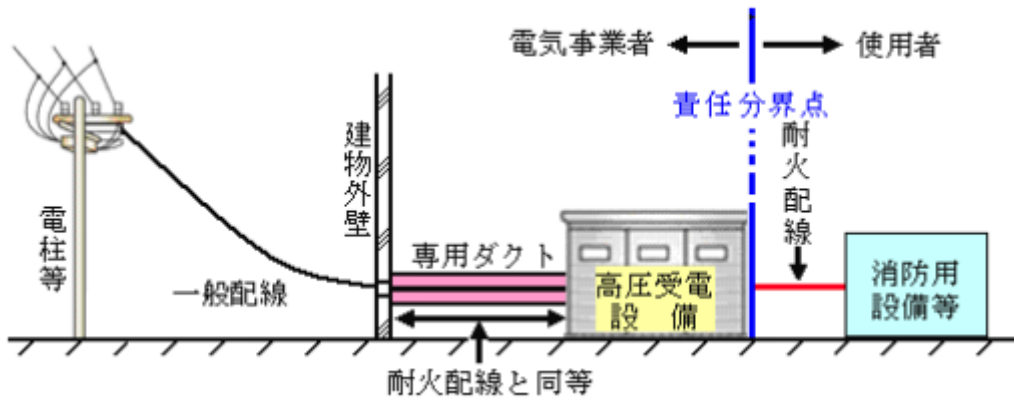
(イ) 高圧受電

a 一般高圧受電



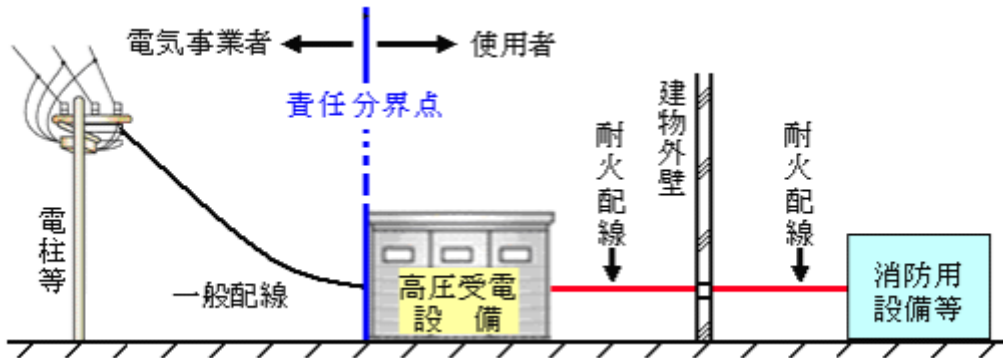
第5-2図

b 電気事業者が借地した場合の高圧受電



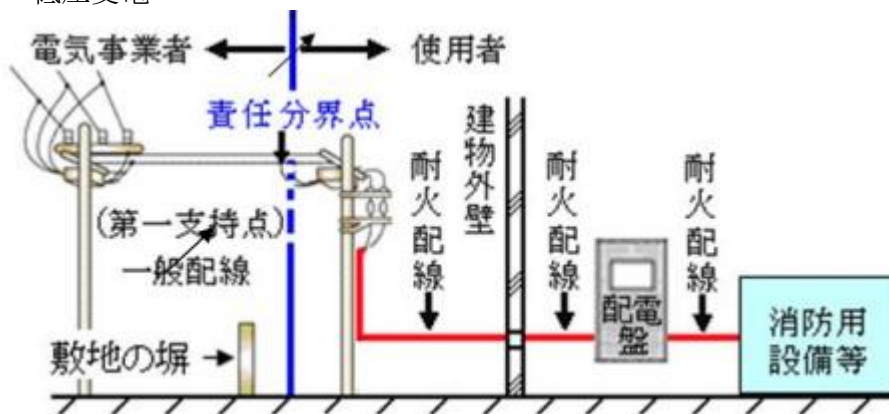
第5-3図

c 建物外に設置された高圧受電



第5-4図

(ウ) 低圧受電



第5-5図

(スプリンクラー設備)

第6条 スプリンクラー設備の設置・維持については、令第12条、規則第12条の2か

ら第14条までによるほか、次によること。

1 配管等

(1) 配管は、原則として専用とすることとし、補助用高架水槽等により常時充水しておくこと。なお、補助用高架水槽の仕様は、次のとおりとする。

ア 容量は、1立方メートル以上とし、主管までの配管の呼びは、50A以上とすること。ただし、当該水槽の水位が低下した場合に、25A以上の配管により自動的に給水できる措置を講じた場合は、当該容量を0.5立方メートルとすることができる。

イ 材質は、原則として鋼板製等とし、合成樹脂製を使用する場合は、第4条第4項1号ウに準じること。

(2) 配管口径及びヘッドの取付け個数は、次表によること(小区画SPヘッドを除く。)

ヘッドの合計個数	2個以下	3個以下	5個以下	10個以下	20個以下	21個以上
管の呼称	25A以上	32A以上	40A以上	50A以上	65A以上	80A以上

※ 枝管に取りつけるヘッドの数は、一の枝管につき5個を限度とする。

2 ヘッドの区分等

(1) ヘッドの区分、個数、吐出量及び水源水量の基準は、第6-1表によること。

第6-1表

ヘッドの区分	防火対象物の区分		個数	吐出量 (ℓ/min)	水源水量 (m³)
標準型 ヘッド	政令第12条第1項第1号から第4号まで及び第9号から第12号に掲げる防火対象物	令別表第1(4)項に掲げる防火対象物及び同表(16)項イに掲げる防火対象物のうち同表(4)項の用途に供される部分が存するもの (法第8条第1項に規定する百貨店であるものに限る。)	15個	1,350	24.0
			高感度ヘッド 12個	1,080	19.2
	その他のもの	地階を除く階数が10以下の防火対象物	10個	900	16.0
			高感度ヘッド 8個	720	12.8
		地階を除く階数が11以上の防火対象物	15個	1,350	24.0
			高感度ヘッド 12個	1,080	19.2
	令第12条第1項第6号及び第7号の防火対象物		15個	1,350	24.0

		高感度ヘッド 12 個	1,080	19.2
	令第 12 条第 1 項第 8 号の指定可燃物を危険物の規制に関する令別表第 4 に定める数量の 1,000 倍以上貯蔵し、又は取り扱うもの	20 個	1,800	32.0
		高感度ヘッド 1 種 16 個	1,440	25.6
小区画型 ヘッド	地階を除く階数が 10 以下の防火対象物（令第 12 条第 1 項第 1 号に掲げる防火対象物で基準面積が 1,000 m ² 未満のものを除く。）	8 個	480	8.0
	地階を除く階数が 11 以上のもの	12 個	720	12.0
側壁型 ヘッド	地階を除く階数が 10 以下のもの	8 個	720	12.8
	地階を除く階数が 11 以上の防火対象物	12 個	1,080	19.2

備考 1 乾式または予作動式の流水検知装置が設けられているスプリンクラー設備の水源水量及びポンプの吐出量を求める場合は、個数欄に定める個数に 1.5 を乗じて得た個数(小数点以下は切上げ)とする。

備考 2 ポンプの吐出量は、次に掲げるヘッドの種類に応じて、乗じた量以上とする。

- (1) 標準型ヘッド及び側壁型ヘッド 90 l/min
- (2) 小区画ヘッド 60 l/min

3 ヘッドの配置等

規則13条の2第4項第1号、規則第13条の3第2項及び同条第3項の規定によるほか、次によること。

(1) 配置型

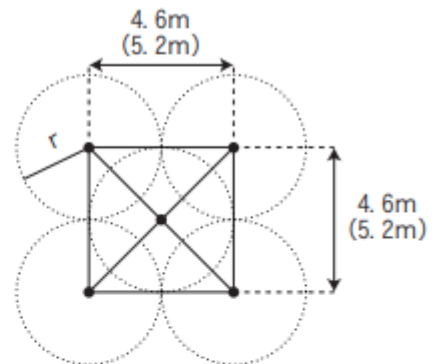
ア 標準型ヘッド(小区画型ヘッドを含む。)の配置は、原則として格子配置(正方形又は矩形)とすること。

なお、一のヘッド当たりの防護面積が広く、かつ、単位面積当たりの散水量が低下する千鳥配置は行わないこと。(第6-1図)

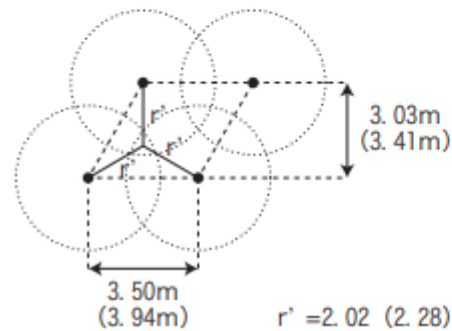
(格子配置の例) その1



その2



(散水密度が低下しないようにした千鳥型配置の例)



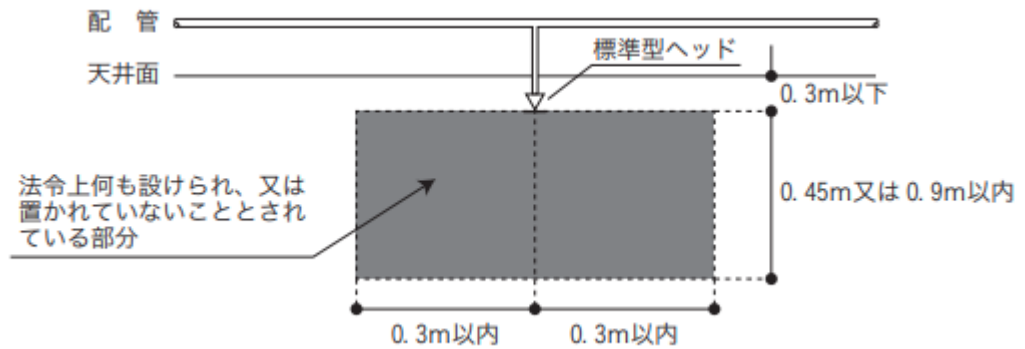
● : ヘッド
 r : 有効散水半径 2.3m
 ※カッコ内は r 2.6m
 とした場合の数値

第6-1図

(2) 標準型ヘッド（小区画型ヘッドを除く。）を設置する場合

省令第13条の2第4項第1号の規定は、次により取扱うこと。

- ア 「標準型ヘッドのデфлекターから下方0.45m（可燃性の可燃物を収容する部分に設けられているヘッドにあっては、0.9m）以内で、かつ、水平方向0.3m以内には、何も設けられ、又は置かれていないこと。」とは第6-2図によること。
- イ 「可燃性の可燃物」とは、危険物、指定可燃物のほか、ウレタンホーム、錦糸、マッチ類、化学繊維類など着火危険性が高く、延焼速度が速いもの又は同様の状態にあるものをいう（書物、書類等を除く。）。



第6-2図

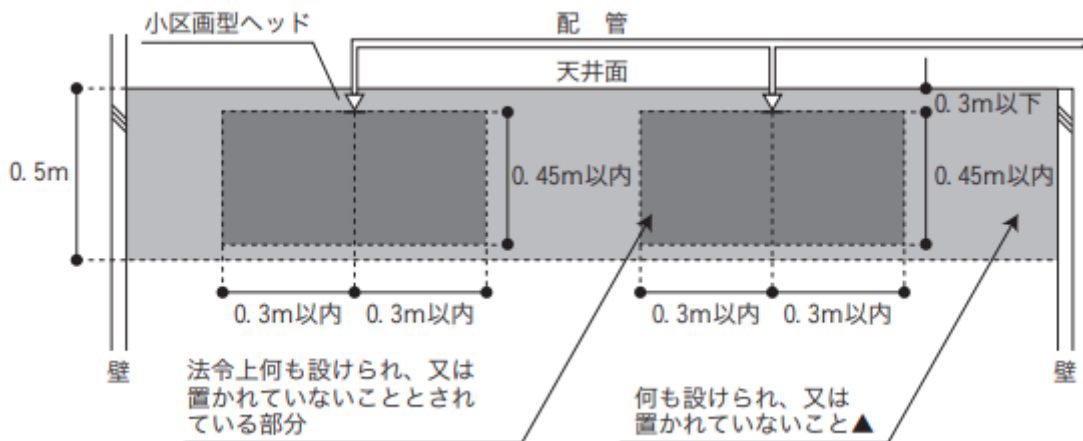
(3) 小区画型ヘッドを設置する場合

小区画型ヘッドを設置する場合は、省令第13条の3第1項及び第2項の規定によるほか、次によること。

ア 規則第13条の3第2項第1号に規定する「宿泊室等」には、宿泊室、病室、談話室、娛樂室、居間、寢室、教養室、休憩室、面会室、休養室等が該当すること。

イ 小区画型ヘッドは、天井面下0.5mまでの範囲を有効に濡らすことが必要であることから、当該ヘッドのデフレクターから下方0.45m以内で、かつ、水平方向の壁面までの間の範囲には、何も設けられ又は置かれていないこと。

(第6-3図参照)

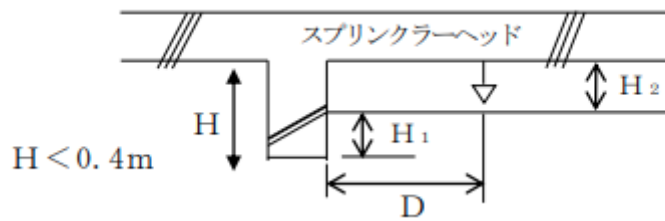


第6-3図

(4) はり、たれ壁等がある場合

ア はり、たれ壁がある場合のヘッドの設置は、原則として、第6-4図及び第6-2表の例によること。ただし、同図H₁及びDの値については、当該ヘッドからの散水が妨げられる部分が他のヘッドにより有効に警戒される場合には、この

限りでない。



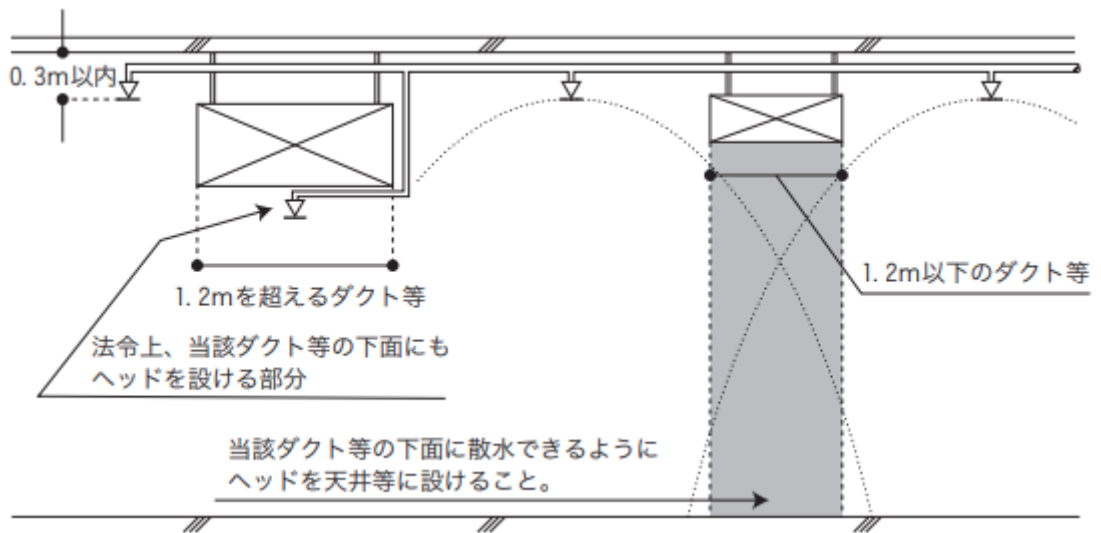
第6-4図

第6-2表

D (m)	H ₁ (m)	H ₂ (m)
0.75未満	0	0.3以下（天井が不燃材料である場合の工場等にあつては、0.45以下）
0.75以上1.00未満	0.1未満	
1.00以上1.50未満	0.15未満	
1.50以上	0.3未満	

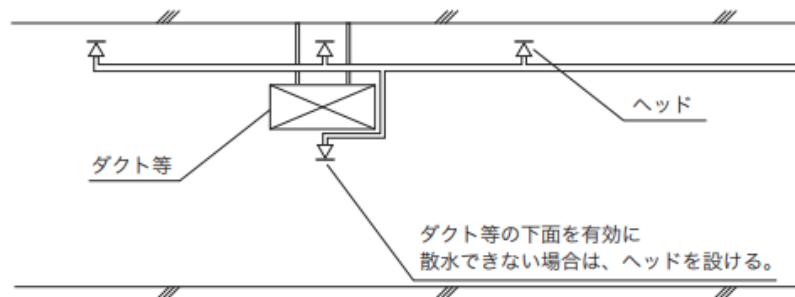
(5) 給排気ダクト、棚、ルーバー等がある場合

ア 給排気用ダクト、棚、ケーブルラック等（以下この項において「ダクト等」という。）が設けられている場合には、省令第13条の2第4項第1号ロの規定によるほか、幅又は奥行が1.2m以下のダクト等においても、当該ダクト等の下面に散水できるようにヘッドを天井等（天井の室内に面する部分又は上階の床若しくは屋根の下面をいう。以下この項において同じ。）に設けること。（第6-5図参照）ただし、ダクト等の下方にヘッドを設け、当該ダクト等の上方に感熱継手（火災の感知と同時に弁体を開放し、開放型スプリンクラーヘッドに加圧水を供給する継手）を当該機器の仕様により設けた場合は、令第32条を適用し、上方部分にスプリンクラーヘッドを設けないことができる。（第6-6図参照）

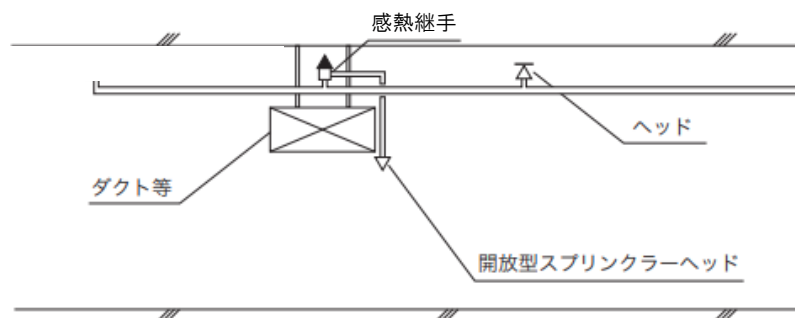


第6-5図

感熱継手を設けない場合



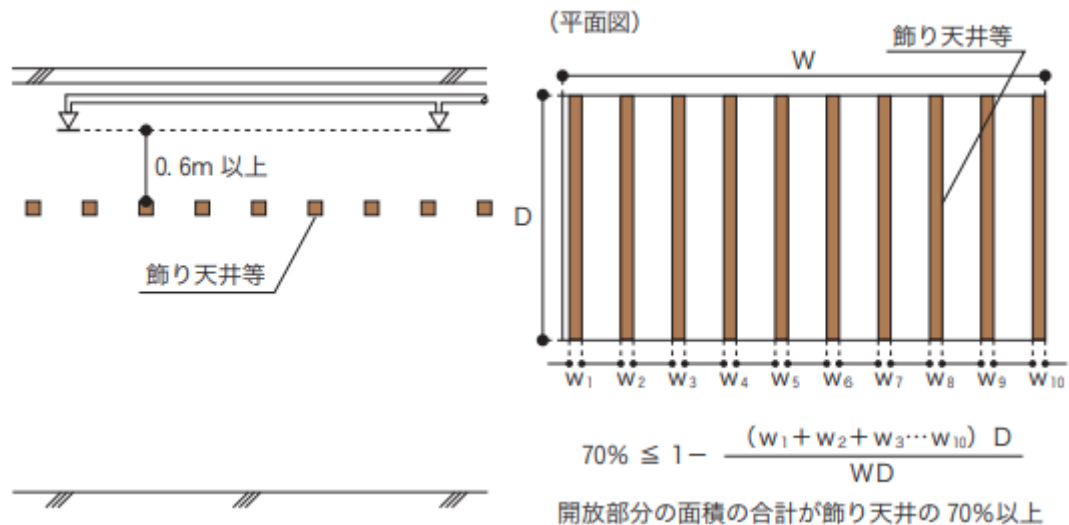
感熱継手を設ける場合



第6-6図

イ ルーバー等（取付ヘッドの作動温度以下で溶融等し、かつ、熱感知の障害とならないものを除く。）の開放型の飾り天井（以下この項において「飾り天井等」という。）が設けられる場合には、飾り天井等の下面にもヘッドを設けること。ただし、格子材等の厚さ、幅及び取付状態が著しく散水を妨げるものではなく、開放部分の面積の合計が飾り天井等の70%以上であり、かつ、ヘッドのデフレク

ターから飾り天井等の上部までの距離が0.6m以上となる場合には、下面のヘッドを設けないことができる。（第6－7図参照）



第6－7図

3 ヘッドの設置の省略等

(1) 規則第13条第3項の規定によりヘッドの設置を省略できる部分

ア 次の場所は、規則第13条第3項第1号に規定する「その他これらに類する場所」として取り扱うことができる。

なお、当該場所に電気湯沸器、電気乾燥機及び電気温風器等のヒーターを内蔵した機器等で、当該機器が「電気用品安全法」（昭和36年法律第234号）に基づき、安全性が確認され、かつ、機器個々のヒーターの出力が2kW以下のもの以外のものが設けられている場合は、ヘッドを設けること。

(ア) 便所に付随した洗面所

(イ) 共同住宅の脱衣所（洗面所を兼ねるものを含む。）

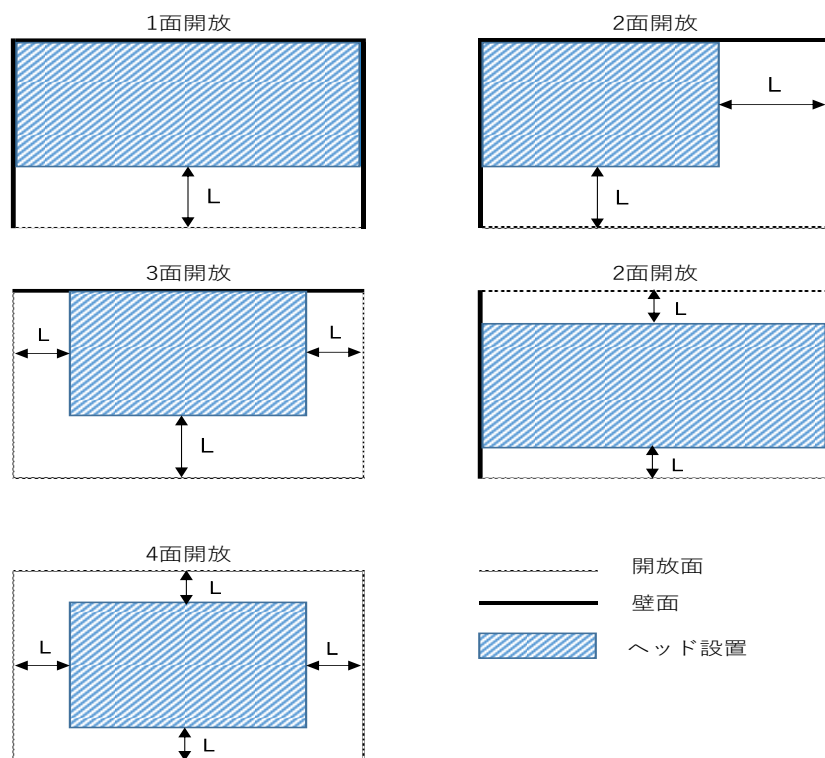
イ 規則第12条第1項第8号に規定する「防災センター等」は、規則第13条第3項第2号に規定する「その他これらに類する室」として取り扱うことができる。ただし、仮眠室、休憩所等は含まないものとする。

ウ 次の場所は、規則第13条第3項第3号に規定する「その他これらに類する室」として取り扱うことができる。なお、当該場所が条例第3条3項の規定により不燃区画室の規制が適用される火気使用設備を設ける部分には、努めて当該室にガス系消火設備等を設けること。

(ア) ポンプ室、衛生設備等の機械室

(イ) ボイラー、給湯設備及び冷温水発生器等の火気使用設備を設ける機械室

エ 規則第13条第3項第6号に規定する「外部の気流が流通する場所」として、開放型の廊下、通路及び庇等のうち、直接外気に面するそれぞれの部分（常時開放されている部分に限る。以下「開口面」という。）は、次の(ア)又は(イ)によること。ただし、出火のおそれのある部分、可燃物が存置される部分についてはこの限りでない。（第6－8図参照）



（網掛け以外部分＝外気が流通する場所 L＝(ア)概ね5m or 概ね開口高さ）

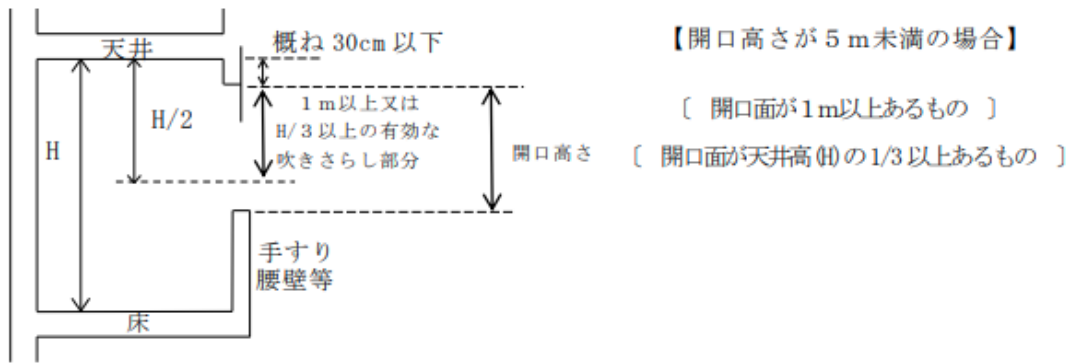
第6－8図

(ア) 開口面の高さ（以下「開口高さ」という。）が5m未満で、当該開口面の断面形状が次のaからcの条件に適合する場合は、開放面から概ね5mの部分は、「外部の気流が流通する場所」として取り扱うことができる。

（第6－9図参照）

- a 開口面は、1m以上の高さ又は床面から天井（天井がない場合は屋根）まで高さ（以下「天井高」という。）の3分の1以上であること。
- b 開口面は、天井高の2分の1以上の位置より上に存していること。

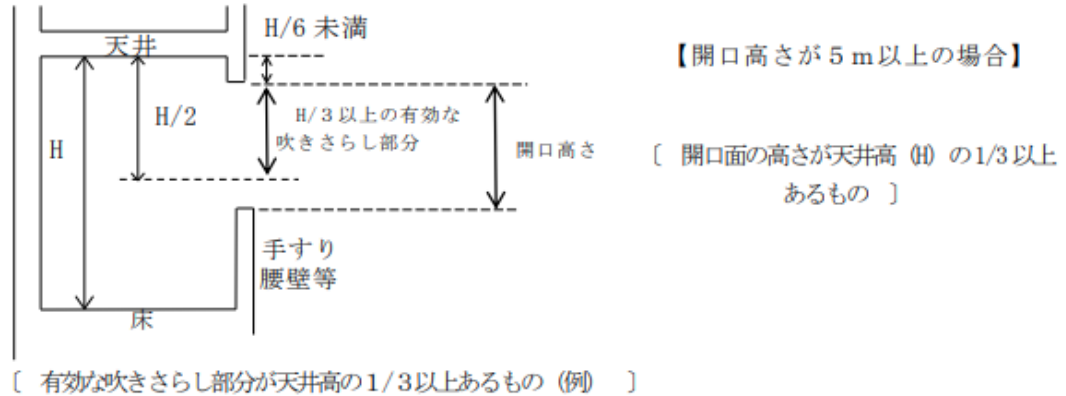
c 開口面の上端は、天井面から概ね 30 cm以下であること。



第 6 - 9 図

(イ) 開口高さが 5 m 以上で、当該開口面の断面形状が、次の a から c に該当する場合は、直接外気に面する部分から概ね開口高さの距離の範囲を「外部の気流が流通する場所」として取扱うことができる。(第 6 - 10 図参照)

- a 開口面の高さは、天井高の 3 分の 1 以上であること。
- b 開口面は、天井高の 2 分の 1 以上の位置より上に存していること。
- c 垂れ壁等がある場合は、天井高の 6 分の 1 未満であること。



第 6 - 10 図

(2) ヘッドの設置を要しない(省略できる)部分は、規則第 13 条第 3 項に掲げる部分のほか、次に掲げる部分とする。

- ア 押入れ、物入れ、クローゼット、飾り棚、作り棚及び食器棚等で奥行きが 1 メートル以下で、かつ、扉前面のヘッドで当該部分を有効に警戒した場合
- イ ショーウィンド又はショーケース等が、天井面まで立ち上がっている場合で、当該床面積が 2 平方メートル未満、かつ、奥行き 60 センチメートル未満の場合
- ウ ア又はイに準ずる部分でヘッドの設置が困難と認められ、かつ、前面のヘッド

で有効に警戒されている場合

エ 不燃材料で造られた冷凍室又は冷蔵室で、火災を早期に感知することができる自動温度調節装置等が設けられ、かつ、防災センター等に、その旨の警報が発せられる場合

オ 間仕切り壁を設けた部分で、天井と当該間仕切り壁の上端までの距離が、60センチメートル以上の場合で、間仕切り壁を介してヘッドの有効範囲と認めることができる場合

なお、厨房のフード等用簡易自動消火装置設置部分は、ヘッドの有効範囲と認めることができる。

カ 金庫室で、当該室内の可燃物がキャビネット等に収納されており、かつ、金庫室の開口部に特定防火設備又はこれと同等以上のものを設けている場合

(3) 送水口の設置方法については、次によること。

ア 送水口は、ヘッドの設置されている階の警戒床面積が、3,000平方メートルを超えるごとに、1個（最大設置個数は、3個とする。）増設すること。

イ 送水口には、止水弁及び逆止弁を送水口の直近に設け、当該逆止弁の両側には排水弁を容易に操作できるように設けること。

ウ ホース結合金具は、差込式とし保護キャップを設けること。

エ 送水口は、道路等に面した容易に識別できる位置に設置し、付近には、操作及び視認障害となるものを設けないこと。

オ 送水口の付近に、スプリンクラー設備の送水口である旨及び送水圧力範囲を示す表示をすること。

カ 送水口には表示灯を設け、原則として埋込式を指導すること。（この規定は、連結送水管にも適用する。）。

(4) 末端試験弁及び制御弁の標識は、次によること。



(5) 自動警報装置等は、規則第14条第1項第4号によるほか一の流水検知装置等の送水区域は、3,000平方メートル以下とし2以上の階にわたらないこと。ただし、次のア及びイに適合する場合にあっては、2以上の階とすることができる。

ア 当該流水検知装置等の設置階以外の階に設置されるヘッド数（補助散水栓は、ヘッド1個と換算する。）の合計が10個未満である場合

イ アの階が、「自動火災報知設備の技術上の基準」に従い、有効に警戒されている場合

- (6) スプリンクラー設備については、前号までに規定するもののほか、第4条第2項第3号、第4条第3項第2号から第9号まで、第4条第4項第1号、第7号、第及び8号までの規定を準用する。

(泡消火設備)

第7条 泡消火設備の設置・維持については、令第15条及び規則第18条によるほか、次によること。

- (1) ポンプの吐出量は、隣接する2放射区域の面積が、最大となる部分に設けられた全ての泡ヘッドから、同時に放射される泡水溶液の毎分当たりの量以上の量とすること。
- (2) 水源の量は、前号に定める泡ヘッドを同時に使用した場合に、10分間放射することができる泡水溶液を作るのに必要な量以上の量とすること。
- (3) 駐車場の部分に設けるフォームヘッドは、放射区域の各部分から、一のフォームヘッドまでの水平距離が、2.1メートル以下となるように設けること。
- (4) オーバースライダー等が格納されることにより有効な感知を妨げる恐れがある場合には、その下部にも泡ヘッドを設けること。
- (5) 吊り上げ式自動車車庫、機械式立体自動車車庫等で、床として認識することが困難な形状の部分については、1台につき15平方メートルを、床面積として算定する。

(移動式の泡、不活性ガス、ハロゲン化物及び粉末消火設備)

第8条 令第15条から第18条までの消火設備で、移動式とする場合は、規則第18条第4項第1号及び第1号の2の規定のほか、地階（有効幅員が1メートル以上のドライエリア等を有し、当該ドライエリア部分から地上へ容易に避難できる構造のもの又は避難階で容易に屋外へ避難できるものを除く。）を除き、防火対象物の関係者が、安全に初期消火活動を行うことができ、かつ、安全に避難することができる場合で、次によること。

なお、防火区画が形成される防護対象部分は、当該区画ごと（ただし、任意で形成する区画は認めない。）に判断すること。

- (1) 令第13条第1項の表の上欄に掲げる防火対象物又はその部分に設置するものについては、次のいずれかによること。

なお、屋内に設置する機械式駐車装置の場合は、地上2段まで及び地下1段までとし、地下ピット部分は、消火口をパレットに1箇所以上設ける等、全ての車両へ有効に放射できるものに限ること。

ア 各階の防護対象部分において、常時外気に開放された開口部が次による場合

(ア) 排煙上有効な位置で、天井又は壁の2面以上に設けられていること。

(イ) 開口部の合計面積が当該部分の床面積の15パーセント以上であること。

(ウ) 開口部分に0.5メートルを超える垂れ壁等がある場合は、階高の2分の1より上方にある部分を有効開口部として算定すること。

(エ) 壁面に設ける場合で、隣地境界線又は他の建築物等（当該建築物も含まれる。）との外壁間相互の距離が0.5メートル以上であること。

(オ) 防護対象部分の各部分から水平距離30メートル以下であること。

イ 各階の防護対象部分において、手動又は遠隔操作により外気に開放する開口部が、ア（イ）を除く。）によるほか、次のいずれかによる場合

(ア) 合計面積が当該部分の床面積の20パーセント以上のもの

(イ) 5回毎時以上の排煙能力を有する排煙装置（防護区画内に設ける場合は、非常電源を附置し、配線は耐火配線としたものに限る。）で、当該開口部の有効面積の合計が当該床面積の15パーセント以上のもの

ウ 完全開放の屋上駐車場又は高架下の駐車場等で、周壁がなく柱のみである部分又は周囲が危害防止上の鉄柵のみで囲まれた部分

- (2) 駐車場等に設けた場合で、車両等の衝突により損傷を受けるおそれのある場合は、有効な防護措置を講じること。

- (3) 容易に到達でき、かつ、使用できるよう幅50cm以上の通路（空地）を確保すること。

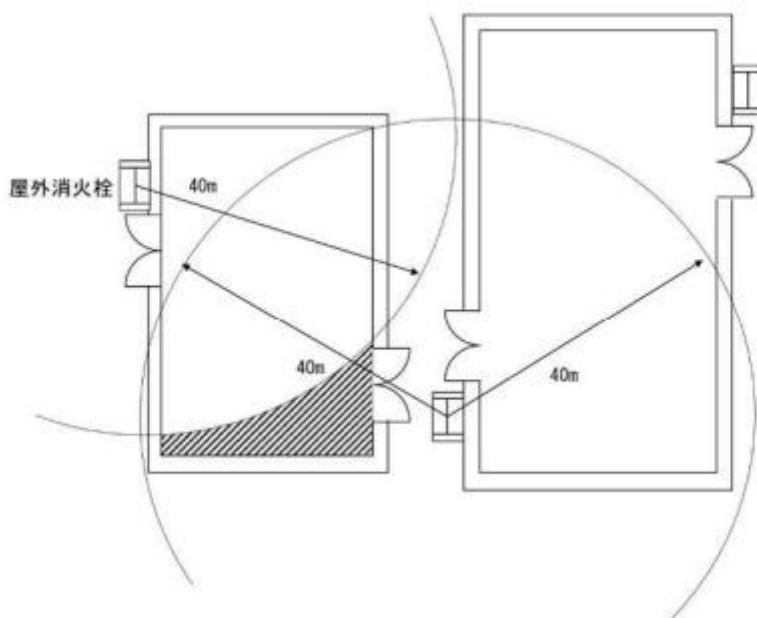
なお、機械式駐車場の場合、消火足場（60cm以上、手摺高90cm以上）及び消火足場に至る固定はしご（幅40cm以上）を両端に設置すること。

(屋外消火栓設備)

第9条 屋外消火栓設備の設置・維持については、令第19条及び規則第22条によるほか、次によること。

1 設置位置

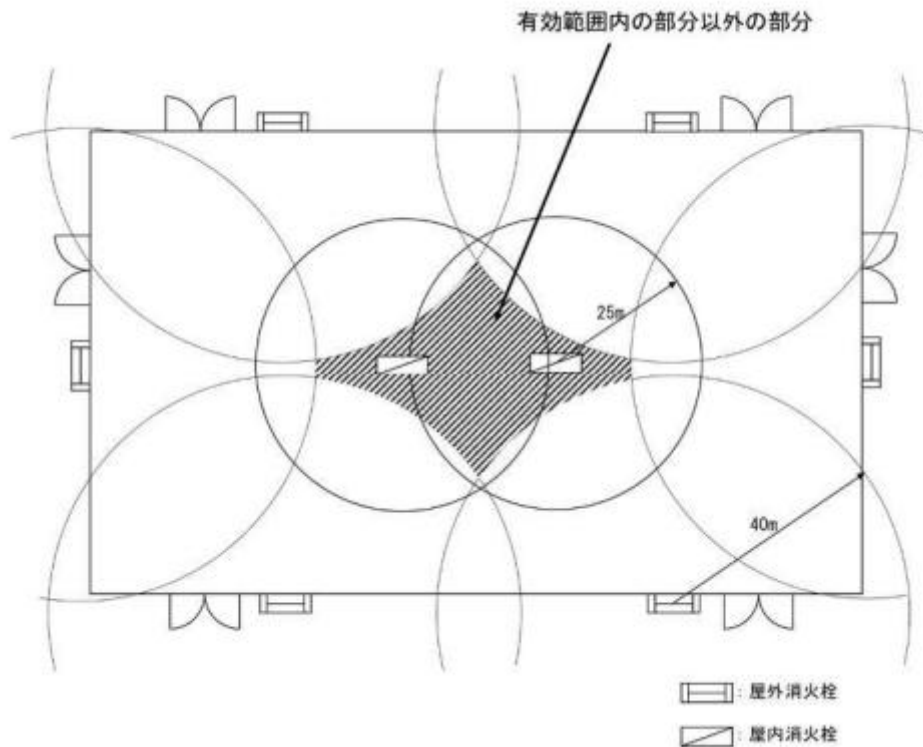
- (1) 屋外消火栓設備のホース接続口は、出入口又は開口部（規則第5条の5第2項に適合するものに限る。）から5メートル以内に設置するものとする。
- (2) 屋外消火栓箱を外壁に設置する場合は、火災の被害を受けるおそれのない措置を講じなければならないものとする。ただし、防火構造以上で仕上げた外壁は除く。
- (3) 令第19条第1項の規定により設置する防火対象物が、同一敷地内に複数棟がある場合は、それぞれ棟ごとに屋外消火栓箱を設けること。ただし、令第19条第3項第1号の規定による有効範囲内であり、消火栓ホースが建築物内に延長できる場合にあつては、屋外消火栓箱を兼用することができる。（第9-1図参照）



第9-1図

- (4) 令第19条第3項第1号及び第2号に規定する「建築物の各部分」とは、1階部分の外壁又はこれに代わる柱等の部分（地上1m程度）をいうものであること。
- (5) 令第11条第4項の規定により屋内消火栓設備の代替として屋外消火栓設備を設置する場合（1階に限る。）の有効範囲内の部分とは、ホース接続口から水平距離が40mの範囲内で、かつ、当該範囲内の各部分に有効に放水することができる部分をいうものであること。この場合の放水距離は10mとすること。なお、防

火対象物の中央部分に未警戒となる部分が生じるものにあつては、当該部分に屋内消火栓設備を設置し、警戒すること。（第9-2図参照）



第9-2図

2 消火栓箱等

- (1) 屋外消火栓は、地上式とし、かつ、放水口のホース接続口は、原則として、屋外消火栓箱の内部に設置すること。
- (2) ノズルの口径は呼称19mm以上とし、噴霧切替式（回転式）とすること。
- (3) 放水圧力は操作性を考慮し、0.3MPa～0.4MPaとすること。
- (4) トラックプラットホーム付近に設ける消火栓箱は、衝突防止の措置（衝突防止ポールの設置等）をとること。

第2節 警報設備に関する基準

（自動火災報知設備）

第10条 自動火災報知設備の設置・維持については、令第21条、規則第23条、第24条及び第24条の2によるほか、次によること。

1 受信機

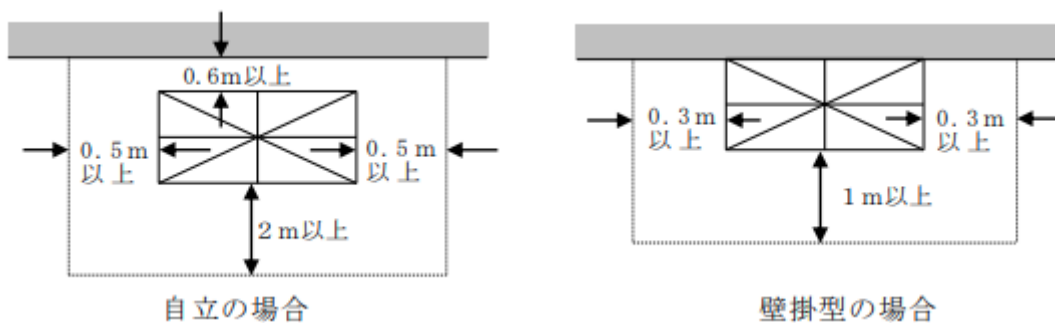
- (1) 受信機の設置場所及び方法は、規則第24条第2号によるほか、次によること。

ア 防災センター等以外の場所で管理上やむを得ない場合は、玄関ホール又は廊下等の共用部で、避難上支障とならない位置に設けること。

なお、共同住宅等で無人となる管理人室等に設置した場合は、非常時に入室できる構造とすること。

イ 屋外等の共用部に設ける場合は、防湿、防塵及び防眩のための収容箱を設けるとともに、悪戯防止のため、2階に設置する等の考慮をすること。

ウ 操作上及び点検上障害とならないよう、有効な空間を確保すること。（第10-1図参照）



第10-1図

エ 受信機設置場所が不明確な場合は、その出入口等に「受信機設置室」等の標識を設けること。

オ 社会福祉施設又は病院等の自力避難困難者が利用する就寝施設を有する防火対象物の宿直室又はナースステーション等に副受信機及び警戒区域一覧図を設けること。

(2) 一棟の防火対象物は、原則として1台の受信機で監視するものであること。ただし、同一敷地内に2以上の防火対象物（管理権原が同一の場合に限る。）がある場合など管理上やむを得ない場合にあつては、努めて受信場所を一箇所とし、各建物と受信場所相互間に次に掲げる同時通話装置を設け、設備の集中管理を図ること。

ア 発信機（P型1級、T型）

イ 非常電話

ウ インターホン

エ 構内電話で緊急割込の機能を有するもの。

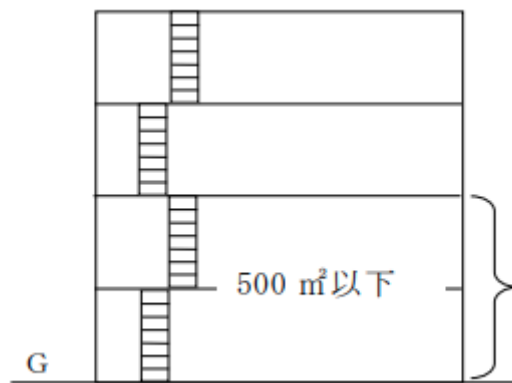
(3) 地区音響装置と放送設備が併設される場合、非常放送中は地区音響装置の鳴動を自動的に停止させること。

2 警戒区域

令第21条第2項第1号及び第2号並びに規則第23条第1項の規定によるほか、次によること。

- (1) 2以上の独立した建築物にまたがらないこと。
- (2) 表示窓等には、警戒区域の名称等が適正に記入されているか、火災時に名称が適正に表示されるものであること。
- (3) 警戒区域の設定は次によること。

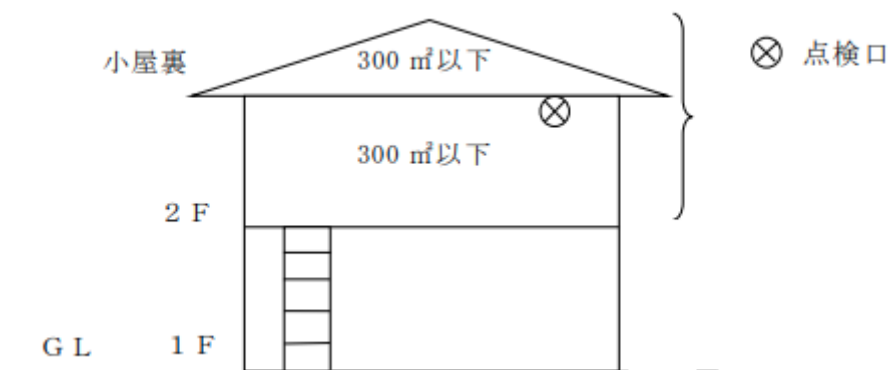
ア 警戒区域の面積が 500 m²以下の場合で、警戒区域が2の階にわたる場合は一の警戒区域 とすることができる。(第 10-2 図参照)



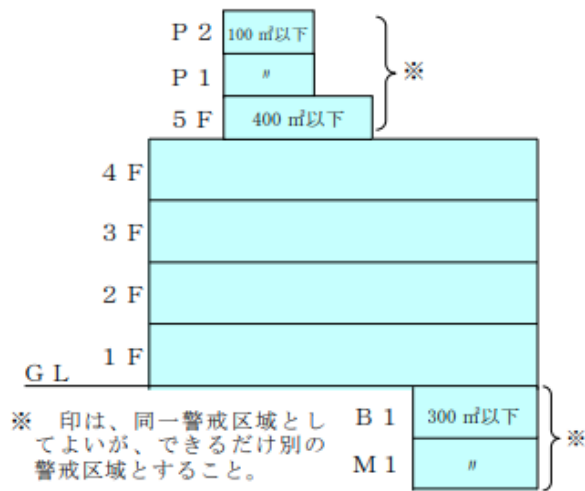
第10-2図

イ 警戒区域が2の階にわたる場合は、2の階にわたる警戒区域のいずれかの部分に容易に感知器の作動状況が確認できる階段又は点検口が設けられていること。

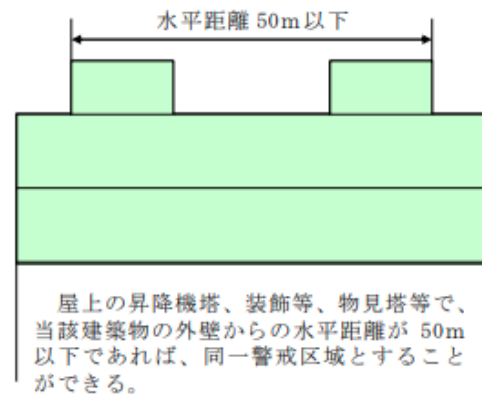
- (4) 天井裏又は小屋裏等並びに屋上の塔屋等又は地階で階とみなさない場合は、600 m²以下ごとに一の警戒区域とすることができる。(第 10-3 ~ 5 図参照)



第10-3図

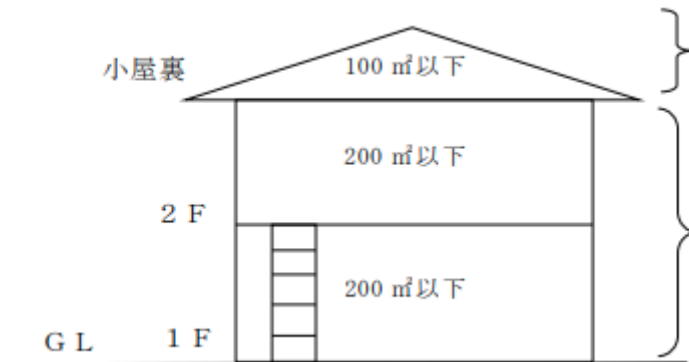


第10-4図



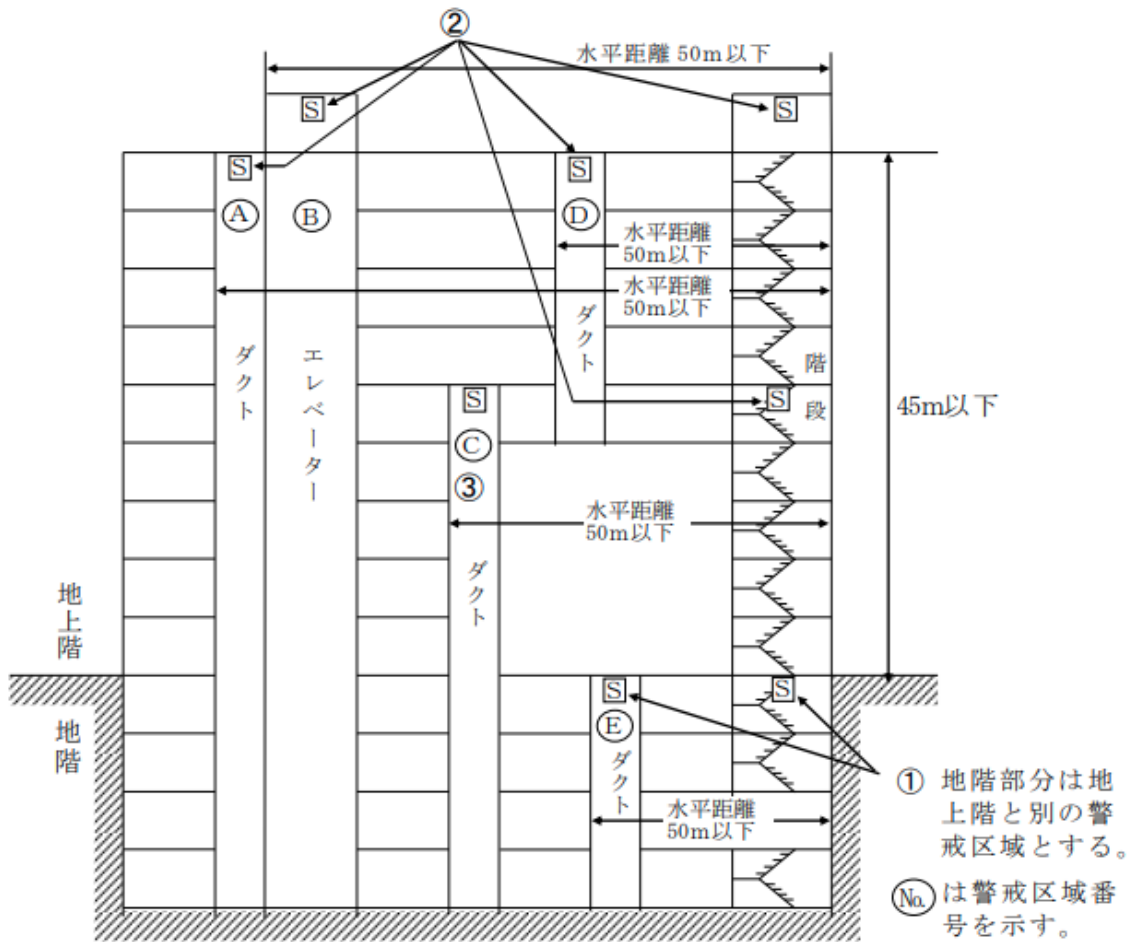
第10-5図

- (5) 2の階にわたり、かつ、小屋裏等含め警戒区域の面積が 500 m²以下であっても、小屋裏は別警戒とすること。(第 10-6 図参照)



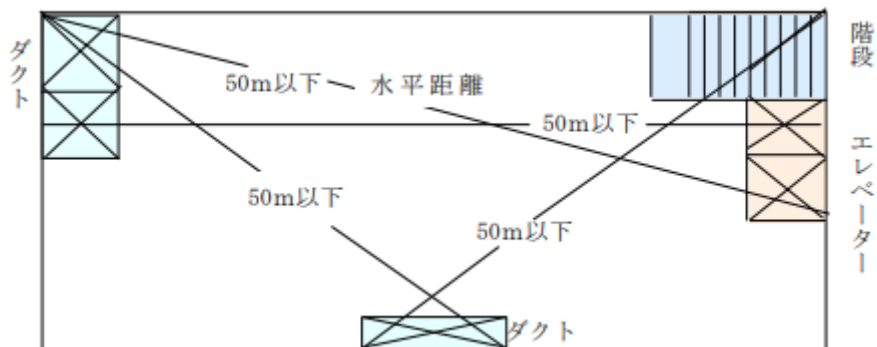
第10-6図

- (6) 階段、傾斜路等にあつては、高さ 45m以下ごとに一の警戒区域とすること。ただし、地階（地階の階数が一の防火対象物を除く。）の階段、傾斜路は別警戒区域とすること。
- (7) 階段、傾斜路、エレベーター昇降路、パイプダクトその他これらに類する場所が同一防火対象物に 2 以上ある場合は、それらの位置から水平距離 50mの範囲内にあるものにあつては、同一警戒区域とすることができる。(第10-7、8 図参照)



- 注1 ①(A)②(B)③(D)の縦穴と会談は水平距離が50m以下であるから地上階をまとめて同一警戒とすることができる。
- 注2 ④(C)は水平距離が50m以下であっても頂部が他のダクト等と3階層以上ことなっているため、別の警戒区域とすること。
- 注3 地階の⑤(E)ダクトは階段との水平距離が50m以内であるから地階をまとめて同一警戒区域とすることができる。

第10-7図

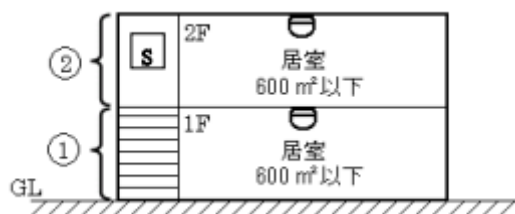


※ダクト等の感知器の設置階が地階のものにあつては、地上階とは別の警戒区域

とすること。

第10-8図

- (8) 階数が2以下の階段は、当該階の居室の警戒区域とすることができる。(第10-9図参照)



第10-9図

3 感知器の選択

- (1) 感知器の選択は、規則第23条第4項から第8項までの規定によるほか、「自動火災報知設備の感知器の設置に関する選択基準について」(平成3年消防予第240号)により次の設置場所の環境状態と適応感知器により選択すること。

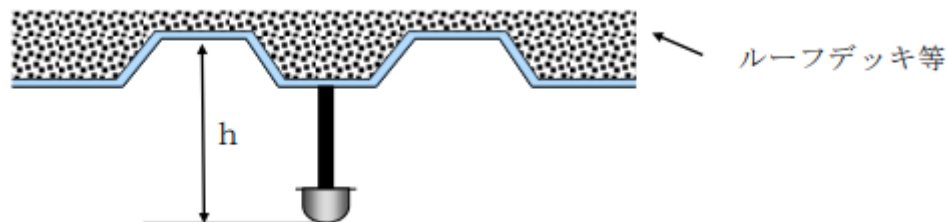
なお、熱感知器で、粉じん、腐食性ガス等の発生するおそれのある場所にあつては、耐酸型又は耐アルカリ型の感知器を、可燃性ガス又は蒸気が滞留するおそれのある場所にあつては防爆型の感知器を、水蒸気が著しく発生するおそれのある場所にあつては防水型の感知器をそれぞれ設けること。

4 設置場所

- (1) 取付け面の高さは、次式により計算し、適応する感知器を設けること。ただし、周囲の状況から判断して出火が予想される収納物等が通常の状態において床面より高い位置で収納される倉庫、格納庫にあつては、この限りでない。

$$\text{取付け面の高さ} = \frac{(\text{取付け面の最頂部}) + (\text{取付け面の最底部})}{2}$$

- (2) 感知器の取付け面から下端までの距離は、天井面にルーフデッキ等を使用する場合、最頂部から感知器の下端までとすること。(第10-10図参照)



第10-10図

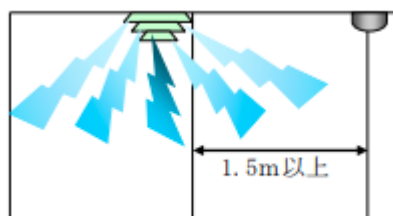
- (3) 取付け面の高さが8mを超え、かつ、差動式分布型及び煙感知器の設置が不適

当と認められる場所で、定温式又は差動式スポット型の感知器により有効に火災を感知することができる部分には、定温式又は差動式スポット型の感知器を設けることができる。

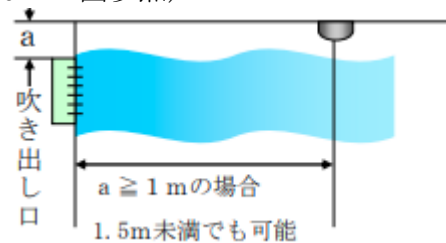
(4) 換気口等の付近については（差動式分布型、光電式分離型、炎感知器を除く。）、次により設けること。ただし、吹き出し方向が固定されている場合で、感知器に直接風圧等がかからないものは、この限りでない。

ア 換気口等の空気吹き出し口が、天井面に設けられている場合は、吹き出し口から1.5m以上離して感知器を取り付けること。（第10-11図参照）

イ 換気口等の空気吹き出し口が天井面から1m以内の壁体に設けられている場合は、当該吹き出し口から1.5m以上離して感知器に取り付けること。ただし、吹き出し口が天井面から1m以上離れた壁体に設けられている場合は1.5m以内とすることができる。（第10-12図参照）



第10-11図



第10-12図

(5) 規則第23条第4項第1号口に規定する「外部の気流が流通する場所」として、開放型の廊下、通路及び庇等のうち、直接外気に面するそれぞれの部分（常時開放されている部分に限る。以下「開口面」という。）は、次のア又はイによること。

（第10-13図参照）

なお、当該開放面のはり、たれ壁等の形態から判断して、火災の発生を有効に感知することのできる部分を除くものとする。

ア 開口面の高さ（以下「開口高さ」という。）が5m未満で、当該開口面の断面形状が次の(ア)から(ウ)の条件に適合する場合は、開放面から概ね5mの部分は、「外部の気流が流通する場所」として取扱うことができる。

(ア) 開口面は、1m以上の高さ又は床面から天井(天井がない場合は屋根)まで高さ（以下「天井高」という。）の3分の1以上であること。

(イ) 開口面は、天井高の2分の1以上の位置より上に存していること。

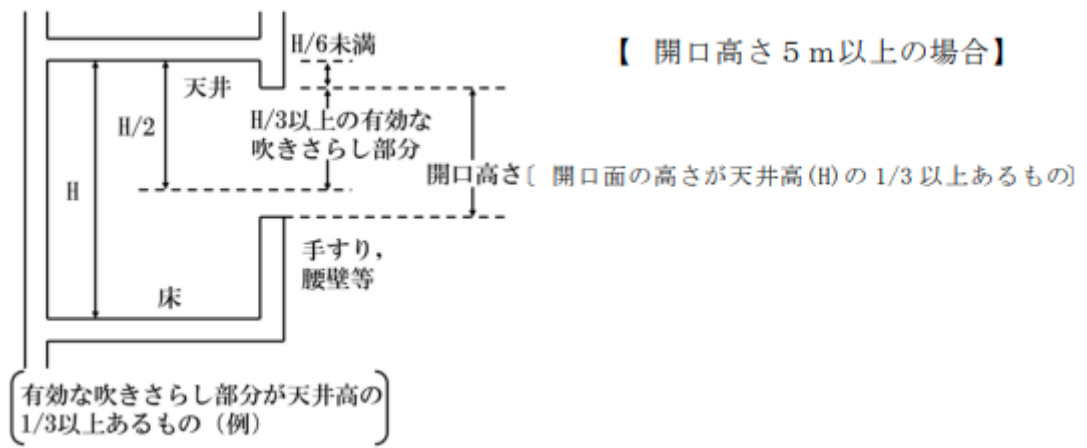
(ウ) 開口面の上端は、天井面から概ね30cm以下であること。

イ 開口高さが5 m以上で、当該開口面の断面形状が、次の(ア)から(ウ)に該当する場合は、直接外気に面する部分から概ね開口高さの距離の範囲を「外部の気流が流通する場所」として取扱うことができる。

(ア) 開口部の高さは、天井高の3分の1以上であること。

(イ) 開口面は、天井高の2分の1以上の位置より上に存していること。

(ウ) 垂れ壁等がある場合は、天井高の6分の1未満であること。

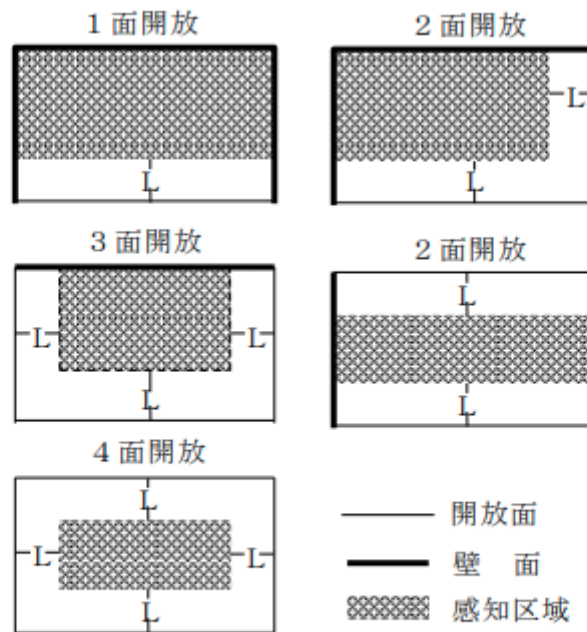


第10-13図

4 感知区域

規則第23条第4項から第8項に定める感知器種別ごとに使用場所に適応した感知器を設けるほか、次によること。

(1) 規則第23条第4項第1号ロに該当する場所の感知区域は、前(2).⑤に規定する部分以外の部分とすること。(第10-14図参照)



【網かけ以外部分＝外気が流通する場所、L＝⑤ 概ね5m or ⑤ イ 概ね開口高さ】

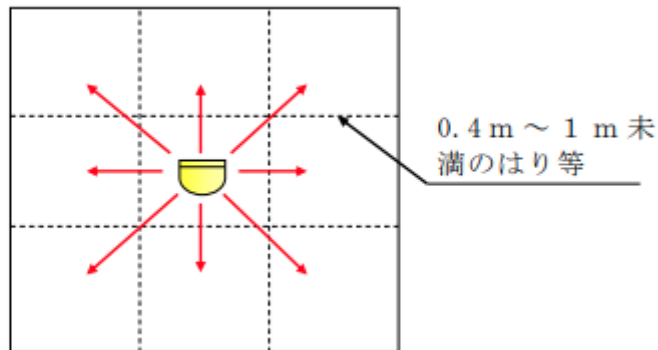
第10-14図

5 感知区域の特例

- (1) 感知区域を構成する間仕切壁、はり等（以下、「間仕切壁等」という。）の上方（取り付け面の下方 0.6m未満）の部分に空気の流通する有効な開口部（高さ 0.2m以上×幅1.8m以上の間げき）を設けた場合は、隣接する2以上の感知区域を一の感知区域とすることができる。
- (2) 間仕切壁等の上部に開口部（0.2m以上×0.3m以上）を設け、その開口部から 0.3m以内の位置に感知器を設けた場合は、当該隣接する感知区域を一の感知区域とすることができる。
- (3) 1m未満のはり等により、小区画が連続する場合は、感知器の取付面の高さに応じて、第10-1表で定める範囲の隣接する感知区域を一の感知区域とみなすことができる。（第10-15、16図参照）

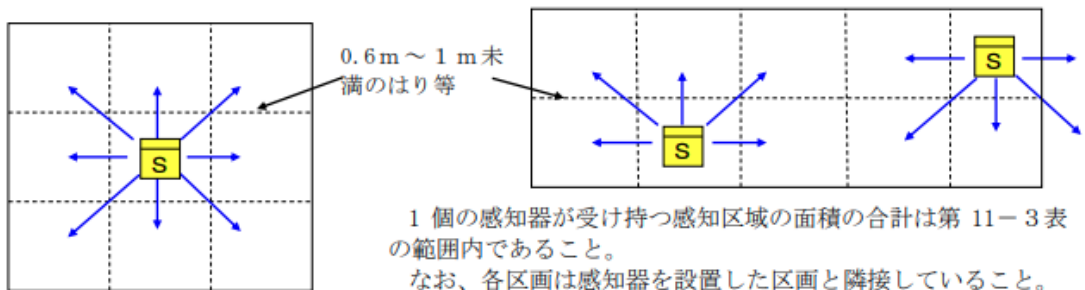
第10-1表

感知器の種別 (㎡)		差動式 分布型		差動式ス ポット型 補償式ス ポット型		定温式 スポット 型		熱アナログ式 スポット型	煙感知器		
		1種	2種	1種	2種	特種	1種		1種	2種	3種
耐火	4 m未満	25	20	20	15	15	13	15	60	60	20
	4 m～8 m			/	/	/	/				
	8 m～15 m	/	/	/	/	/	40	40			
	15 m～20 m	/	/	/	/	/	/	/			
非耐火	4 m未満	20	20	15	10	10	8	10	60	60	20
	4 m～8 m			/	/	/	/				
	8 m～15 m	/	/	/	/	/	40	40			
	15 m～20 m	/	/	/	/	/	/	/			



1個の感知器が受け持つ感知区域の面積の合計は第11-3表の範囲内であること。
 なお、各区画は感知器を設置した区画と隣接していること。

第10-15図

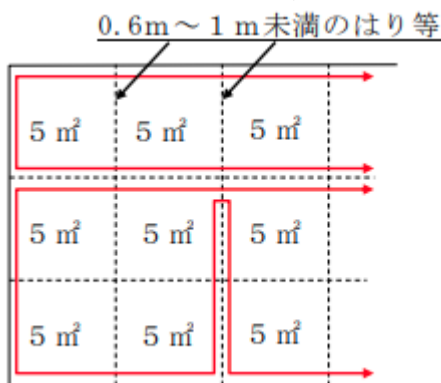


1個の感知器が受け持つ感知区域の面積の合計は第11-3表の範囲内であること。
 なお、各区画は感知器を設置した区画と隣接していること。

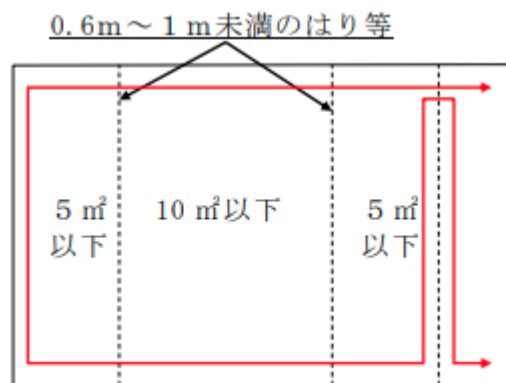
第10-16図

- (4) 空気管式の場合については、0.6m以上1 m未満の突出したはり等で2以上連続して区画されている場合は、隣接する区画の面積合計が 20 ㎡以下ごとに一の感知

区域とし、各区画ごとに1本以上の空気を設置し、露出長さが20m以上となるようにすること。(第10-17、18図参照)

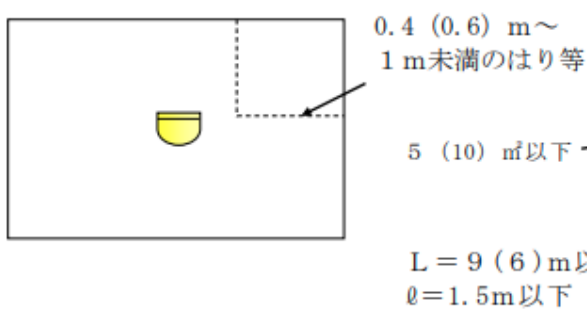


第10-17図

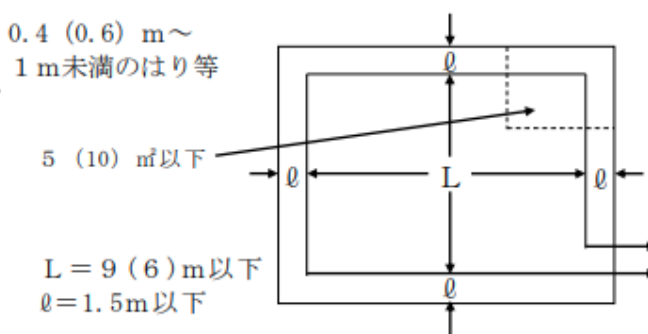


第10-18図

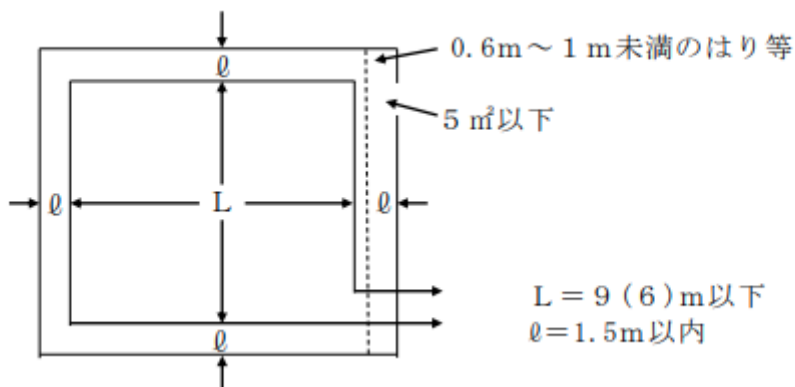
- (5) はり等の深さが0.4m以上(煙感知器及び差動式分布型(空気管式)にあつては0.6m以上)1m未満で区画された5m²以下(煙感知器にあつては10m²以下)の小区画が1つ隣接している場合は、当該部分を含めて同一感知区域とすることができる。この場合、感知器は小区画に隣接するように設置し、その合計面積は、感知器の種別によって定められている感知面積の範囲内であること。(第10-19~21図参照)



第10-19図



第10-20図 差動式分布型(空気管式)

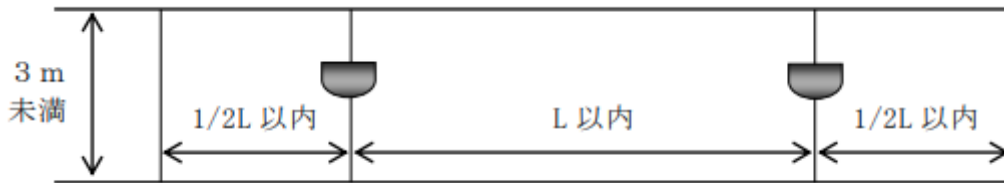


第10-21図 差動式分布型(空気管式)

- (6) 短辺が3 m未満の細長い居室等の場合は、歩行距離が、第10-2表で表す数値(m)以内ごとに1個以上設置すること。(第10-22図参照)

第10-2表

感知器の種別 L	差動式 スポット型		定温式 スポット型		熱アナログ 式 スポット型	煙感知器
	1種	2種	特種	1種		
使用場所の構造						
耐火	15	13	13	10	13	廊下、通路に 準じて設け ること。
非耐火	10	8	8	6	8	



ただし、Lは第11-4表に示す数値以内とする。

第10-22図

- (7) その他の感知区域の特例は、一般社団法人日本火災報知機工業会発刊の「自動火災報知設備工事基準書」を準用する。

6 感知器の設置を除外できる場所

- (1) 感知器の設置を除外できる場所は、令第21条第2項第3号ただし書及び規則第23条第4項第1号によるほか、次によること。

- ア 機械設備等の振動が激しい場所又は腐食性ガスの発生する場所等で感知器の機能の保持が困難な場所
- イ 温度の異常な上昇又は誘導障害等、非火災報を発するおそれのある場所
- ウ 便所、便所に付随した洗面所及び浴室
 - なお、SKについては、建具の上部が開放していない場合は、感知器を設置すること。
- エ 建基法第2条第9号の3イ又はロのいずれかに該当する準耐火建築物の天井裏及び小屋裏等が、準不燃材料の床、壁及び天井で区画されている部分
- オ パイプシャフト (EPSは、除く。) 等で、水平断面積が1平方メートル未満の

もの

カ パイプシャフト等で、耐火構造の壁で造られ、各階又は2の階ごとに水平区画が施され、かつ、その開口部に防火戸が、設けられているもの

キ 物入れ等で、おおむね1平方メートル未満のもの

ク 床の間及び踏み込み付近にたれ壁等があり、感知区域を別にしなければならぬ場合、その面積が2平方メートル未満、かつ、奥行き0.6メートル以下、幅0.8メートル以下の場合

ケ 作り付けの家具及び棚等で、その面積が1平方メートル未満、かつ、奥行き0.6メートル以下の場合

コ 「消防法施行令第32条の特例基準等について」（昭和38年9月30日付自消丙予発第59号）第1、5に該当する場所及び部分

なお、「消防法施行令第32条の特例基準等について」第1で当該部分に存する設備及び物件が、原動機及び電動機等で出火のおそれが著しく少なく、延焼拡大のおそれのないと認められる場合は、当該防火対象物又はその部分の一部として取り扱うものとし、地下ピットを追加する。また、第5（3）の恒温室、冷凍室等に設置する自動温度調節装置は防災センター等常時人がいる場所にその旨を移報がなされ、警報を発すること。

サ 共同住宅及び個人の住居に供する部分の玄関（踏み込みを含む。）及び洗面所兼脱衣室（耐火構造に限る。）

シ 特定主要構造部を耐火構造とし、その開口部に特定防火設備又はこれと同等以上のものが設けられている金庫室に供する場所

ス 簡易間仕切板を収納する部分（収納庫）で、ガイドレール等により小区画のため、設置困難な場所

セ ショーウィンドでその部分の面積が1㎡未満、かつ、幅が1m未満の場所

(2) 歩行距離10メートル以内の廊下及び通路等で、可燃物を集積している場合は、部屋として取扱い感知器を設けること。

(3) 感知器の取り付け面の下方0.5メートル以上の部分で、短辺が3メートル以上、かつ、面積が20平方メートル以上である棚又は張り出し等がある場合は、取り付け面とは別の感知区域とすること。

- (4) 病院、ホテル、旅館及び福祉施設等（通所施設を除く。）で、客室等がおおむね20以上を有する対象物には、アドレス方式を指導すること。なお、就寝室には煙感知器を設けること。
- (5) 特定防火対象物で、延べ面積がおおむね2,000平方メートル以上の対象物には、自動試験機能及びアナログ式等を有するなどの高規格（付加機能付き）自動火災報知設備の設置を指導すること。

7 地区音響装置

規則第24条第5号及び第5号の2の規定によるほか、次によること。

- (1) 「地区音響装置の基準」（平成9年消防庁告示第9号）に適合すること。
なお、原則として、認定品を設置すること。
- (2) 音響効果を妨げるような障害物のある場所には設けないこと。
- (3) 損傷を受けるおそれのある場所に設けないこと。
なお、可燃性ガス又は粉じん等の滞留するおそれのある場所及び雨水又は腐食性ガス等の影響を受けるおそれのある場所に設ける場合は、適当な防護措置を講じること。
- (4) ベルの鳴動により設備に振動を与えないように設けること。
- (5) 受信機の設置場所と宿直室等が異なる場合は、宿直室等には、音響装置又は副受信機を設けること。
- (6) 音色は他の騒音等と明らかに区別できること。
- (7) ダンスホール等に設ける場合の措置等

規則第24条第5号イ(ロ)に規定する他の警報音又は騒音と明らかに区別して聞き取ることができる措置は、次によること。

ア ダンスホール、カラオケボックスその他これらに類するもの

- (ア) 任意の場所で警報装置の音圧が65dB以上確保されていること。
- (イ) 暗騒音の音圧が65dB以上ある場合は、次のいずれかの措置を講ずること。
 - a 地区音響装置の音圧が6dB以上強くなるように確保されていること。
 - b 自動火災報知設備の作動と連動して、地区音響装置の音以外の音が自動的に停止し、又は常時人がいる場所に受信機若しくは火災表示盤等を設置することにより、地区音響装置が鳴動した場合に地区音響装置以外の音が手

動で停止若しくは低減できる ものであること。

イ パチンコ店舗

(ア) 店内BGM等は地区音響装置が鳴動した際、自動的に停止すること。

ただし、遊技台による音響については、停止することで多大なる損害が生じる場合、前アによることができる。

(8) 個室ビデオ等に設ける場合の措置等

規則第24条第5号イ(ハ)に規定する警報音を確実に聞き取ることができる措置は、次によること。

ア 任意の場所で音響装置の音圧が65dB以上確保されていること。

イ 暗騒音の音圧が65dB以上ある場合は、次のいずれかによること。

(ア) 地区音響装置の音圧が6dB以上強くなるように確保されていること。

(イ) 自動火災報知設備の作動と連動して、地区音響装置の音以外の音が自動的に停止し、又は常時人がいる場所に受信機若しくは火災表示盤等を設置することにより、地区音響装置が鳴動した場合に地区音響装置以外の音が手動で停止若しくは低減できるものであること。

(ウ) ランプ等による点滅方式等により、自動火災報知設備の作動が確認できるものであること。

(9) 規則第25条の2の基準に基づき放送設備を設置した場合、地区音響装置を省略することができる。ただし、地区音響装置を省略する場合、自動火災報知設備の作動と連動して放送設備を起動させること。

(10) 音圧は、取付けられた音響装置の中心から1m離れた位置で90dB以上であるとともに、原則として、任意の場所で65dB(居室にあつては60dB)以上の音圧が確保されていること。

なお、事前に関係者の資料等により騒音が把握できる場所にあつては、その騒音より概ね6dB以上の音圧を確保するよう配慮すること。

8 発信機及び表示灯

発信機は、規則第24条第8号の2の規定によるほか、次によること。

(1) 設置場所

ア ホール入口、階段付近又は廊下等多数の者にふれやすく、かつ、火災に際し速

やかに操作できる場所に設けること。

イ 2階建ての階段室型共同住宅等で、自動火災報知設備を設置する場合は、発信機及び表示灯（地区音響装置も含む。）は、各階段の1階部分に設置することで足りるものとする。

ウ メゾネット住宅等の共同住宅の発信機及び表示灯は共用廊下のある階のみに設け、他の階に設けないことができる。ただし、防火対象物の各部分から一つの発信機までの歩行距離が50m以下となるように設けること。

(2) 設置方法

ア 可燃性ガス又は粉じん等の滞留するおそれのある場所及び雨水又は腐食性ガス等の影響を受けるおそれのある場所に設ける場合は、適当な防護措置を講じること。

イ 屋内消火栓箱等の扉の開閉に伴って可動する部分に設けるリード線は、可とう性のあるより線等を使用すること。

(3) 機器

ア 受信機に適合するものであること。

イ 他の消防用設備等と共用する場合は、自動火災報知設備の機能に支障をきたさないこと。

9 付属品

規則第24条の2第1号により警戒区域一覧図を受信機付近に備えるほか、予備電球、予備ヒューズ、取扱説明書、受信機回路図、予備品交換に必要な特殊な工具を備えること。

(火災通報装置)

第11条 火災通報装置の設置・維持については、政令第23条及び省令第25条のほか、次によること。

(1) 火災通報装置は、防災センター等（常時人のいる場所）に設置すること。

なお、この場合、自動火災報知設備の受信機と併設すること。

(2) 防災センター等（常時人のいる場所）が複数ある場合には、遠隔起動装置を設けること。

なお、自動火災報知設備の副受信機が設置されている場合は、当該副受信機と

併設すること。

- (3) 自動火災報知設備の受信機内の移報用端子を連動停止スイッチとして利用する場合は、次によること。

ア 連動停止スイッチは、専用のものですること。ただし、連動停止スイッチを専用のものでするために、自動火災報知設備の受信機を取り替える必要が生じた場合で、下記に該当する場合は専用のものでしないことができる。

(ア) 消防用設備等の点検等の際に適切に火災通報装置への移報停止及び復旧ができる機能を有していること。

(イ) 連動停止スイッチの付近に火災通報装置及びその他の設備等と接続されている旨の表示を設けること。

イ 連動を停止した場合は、連動が停止中である旨の表示灯が点灯すること。

なお、点灯中は連動が停止している旨の表示を設けること。

- (4) 自動火災報知設備の受信機に、連動起動機能を有する旨の表示を設けること。

(第11-1 図参照)

この受信機は、119 番通報と連動しています。点検等の際は火災通報装置の連動スイッチを切ってください。

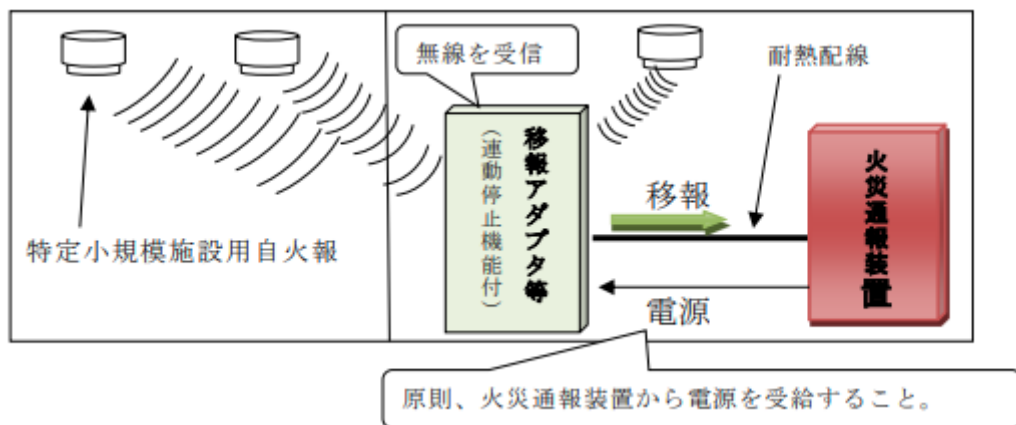
地 : 白色
文字 : 黒色

第11-1 図 受信機設ける表示

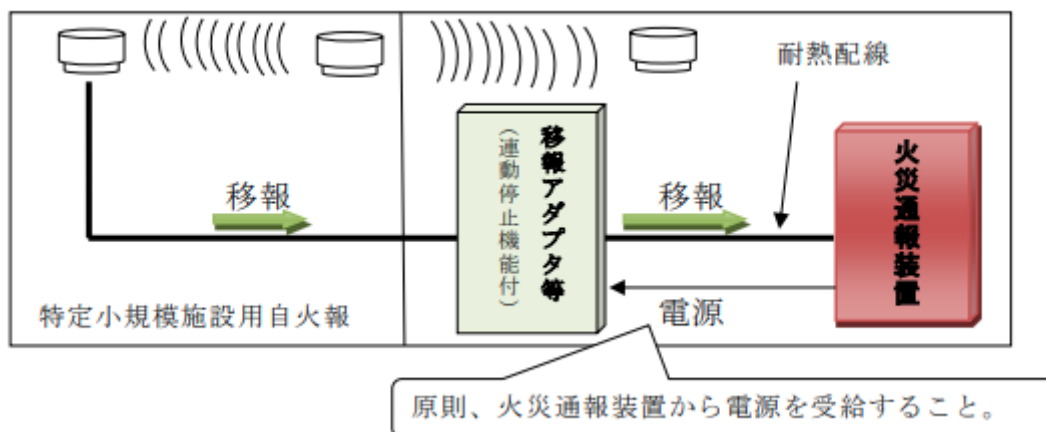
- (5) 特定小規模施設用自動火災報知設備のうち受信機を設けないものと火災通報装置との連動については、感知器からの火災信号を移報用のアダプタ等を用いて対応することができる。(第11-2、3 図参照)

ア 移報用アダプタの電源は、原則として火災通報装置から供給すること。

イ 移報用アダプタから火災通報装置への配線は、規則第12条第1項第5号の規定によること。



第11-2図 火災信号を無線で受信できる場合



第11-3図 火災信号を有線で受信する場合

(6) 通報内容は次によること。

ア 手動起動時

「ピーピーピー、火事です。火事です。こちらは糟屋郡〇〇町、大字〇〇、△△番地(〇〇△△丁目△-△)、[建物名称]〇階建て、電話番号は(092は不要)△△△ △△△△(代表番号とすること)逆信願います。」

イ 自動火災報知設備との連動時

「ピンポーン、自動火災報知設備が作動しました。こちらは糟屋郡〇〇町、大字〇〇、△△番地(〇〇△△丁目△-△)、[建物名称]〇階建て、電話番号は(092は不要)△△△ △△△△(代表番号とすること)逆信願います。」

(7) 規則第25条第1項に規定する消防機関からの歩行距離は当該設備設置対象物から消防本部、各本署及び各出張所の受付までの距離とすること。

なお、分団車庫は規則第25条第1項に規定する消防機関に含めないものである

こと。

(非常警報設備)

第12条 非常警報設備の設置・維持については、令第24条及び規則第25条の2のほか、次によること。

- (1) 規則第25条の2第2項第3号ロ(ロ)に規定する居室とは、建基法第2条第4号に定める執務、作業、集会、娯楽、その他これらに類する目的のために継続的に使用する室をいう。居室及び非居室の例は次によること。ただし、一般的な名称だけでは、区分できない場合があるので注意すること。

ア 一般的な居室の例

居間、寝室、台所、食堂、書斎、応接間、事務室、売場、会議室、作業室、病室、診察室、宿泊室、観覧席、調理室、教室、客室、控室など

イ 一般的な非居室の例

玄関、廊下、階段室、便所、洗面所、浴室、脱衣所、倉庫、納戸、無人機械室、更衣室、湯沸室、自動車車庫、リネン室など

- (2) 増幅器等は、受信機等と併設して設けること。
- (3) 非常警報設備は、避難階、その直上階及び直下階の避難上有効な出入口付近の場所に設けること
- (4) 放送区域については次によること。

ア 部屋の間仕切りについては、音の伝達に十分な開口部があるものを除き、固定式か移動式かに係わらず、壁として取り扱うこと。

イ 規則第25条の2第2項第3号ロ(イ)かっこ書きの「障子、ふすま等遮音性の著しく低いもの」には、障子、ふすまのほか、カーテン、つい立て、すだれ、格子戸又はこれに類するもの(アコーディオンカーテンは含まない。)を含むものであること。

なお、出入口が障子、ふすま等であっても、出入口以外の部分が壁等で区画されている部屋は、原則として別放送区域とする。

ウ 通常は、開口している移動式の壁又は戸であっても、閉鎖して使用する可能性のあるものは、壁又は戸で区画されたものとして取り扱うこと。

エ 居室以外の部屋で常時人のいる可能性の高い場所は、規則第25条の2第2項

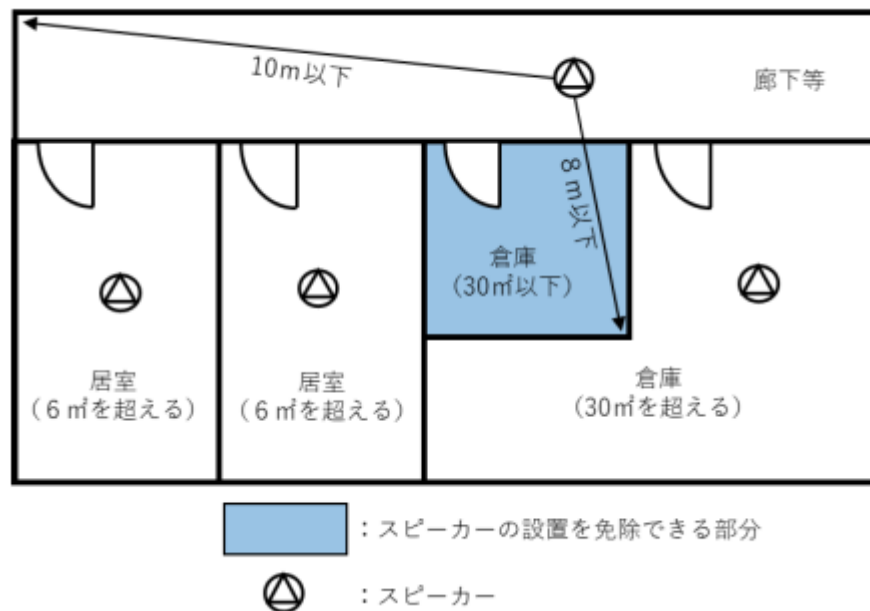
第3号ロ(ロ)ただし書きに係わらず、当該部分を一の放送区域として取り扱ってスピーカーを設置すること。

オ 令別表第1(5)項ロに定める防火対象物の住戸は、一の放送区域として取り扱い、当該部分の床面積に応じて、規則第25条の2第2項第3号ロ(イ)によりスピーカーを設置することができる。

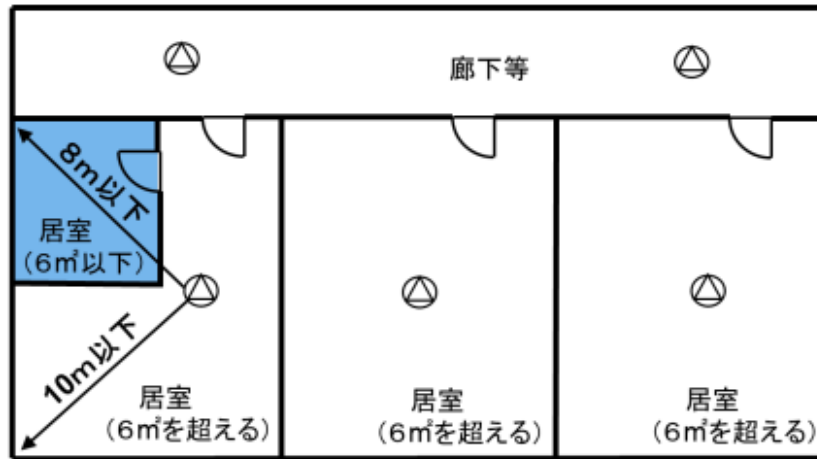
カ 規則第25条の2第2項第3号ロ(ロ)ただし書きに定めるスピーカーの設置を免除できる放送区域(居室等6㎡以下、その他の部分等30㎡以下)及びスピーカーの設置場所については、第12-1図、第12-2図及び第12-3図の例によることとする。


なお、「隣接する他の放送区域」とは、隣接し、かつ扉がある場合に限る。


(第12-4図参照)



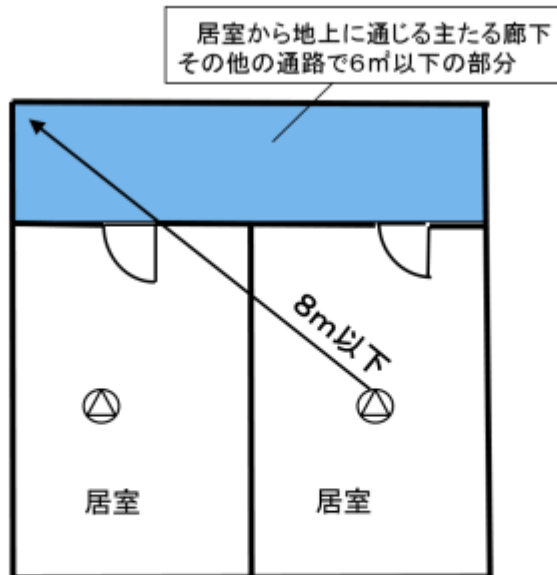
第12-1図 その他の部分(非居室)でスピーカーの設置を免除できる部分





 :スピーカーの設置を免除できる部分

 :スピーカー

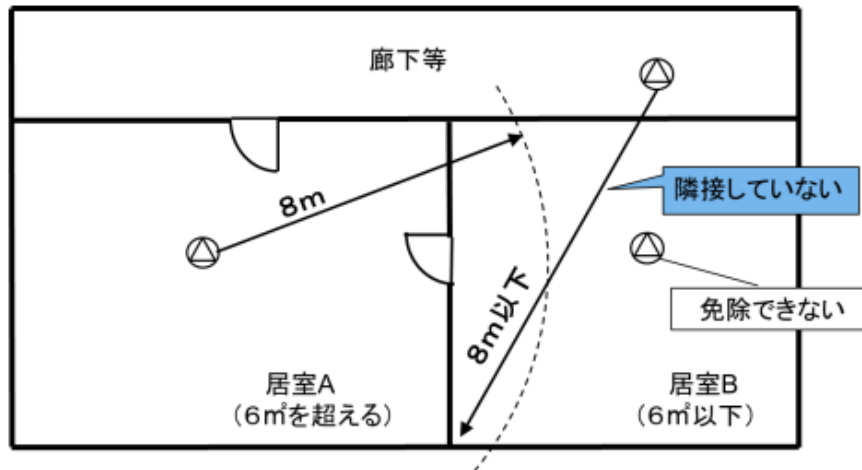
第12-2図 居室でスピーカーの設置を免除できる場合



 :スピーカーの設置を免除できる部分

 :スピーカー

第12-3図 居室から地上に通ずる主たる廊下その他の通路で免除できる場合

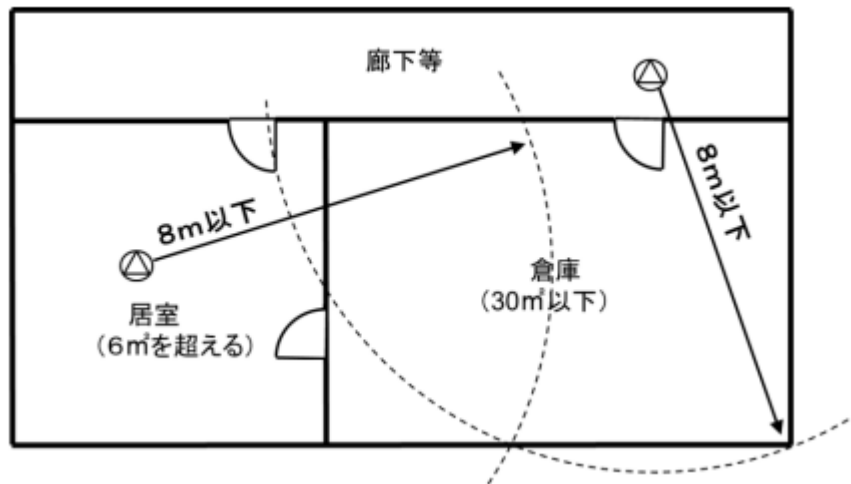


※ 廊下等と居室B間に扉等がないため隣接する放送区域とはいえず、8m以下であっても免除できない。

第12-4図 スピーカーを免除できない例

キ スピーカーの設置を免除できる部分は、隣接する放送区域の一のスピーカーでなく2以上の隣接する放送区域の2以上のスピーカーによることもできる。

(第12-5図参照)



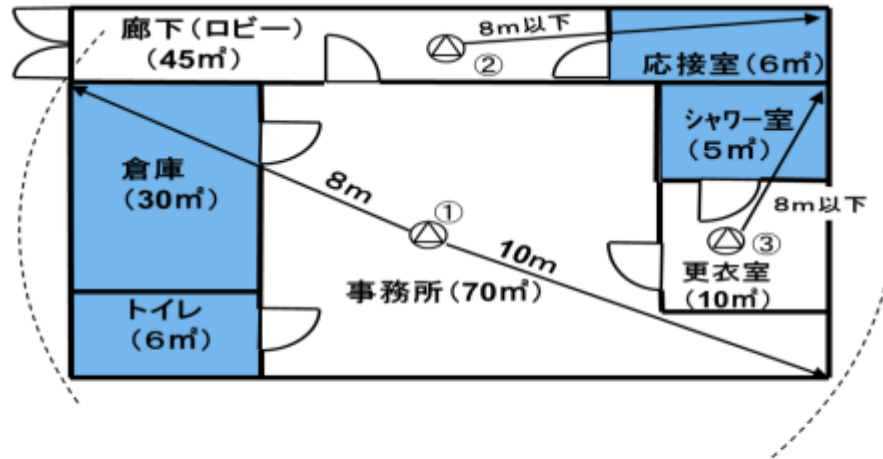
第12-5図

ク 規則第25条の2第2項第3号ロ(イ)に規定する、放送区域の面積により設置できるスピーカーの種類は、第12-1表によること。

なお、スピーカーが設置されない放送区域が存する場合は、当該部分を含み、一のスピーカーが受け持つ合計面積を算定し、対応する種類のスピーカーを設置すること。(第12-6図参照)

第12-1表

放送区域の広さ	スピーカーの種類
100㎡を超える放送区域	L級
50㎡を超え100㎡以下の放送区域	M級又はL級
50㎡以下の放送区域	S級、M級又はL級
階段又は傾斜路	L級



:スピーカーの設置を免除できる部分
 :スピーカー

	倉庫	トイレ	事務所	廊下	応接室	シャワー室	更衣室
各部分面積	30㎡	6㎡	70㎡	45㎡	6㎡	5㎡	10㎡
合算した面積	106㎡			51㎡		15㎡	
スピーカーの種類	①L級			②M級又はL級		③S級、M級又はL級	

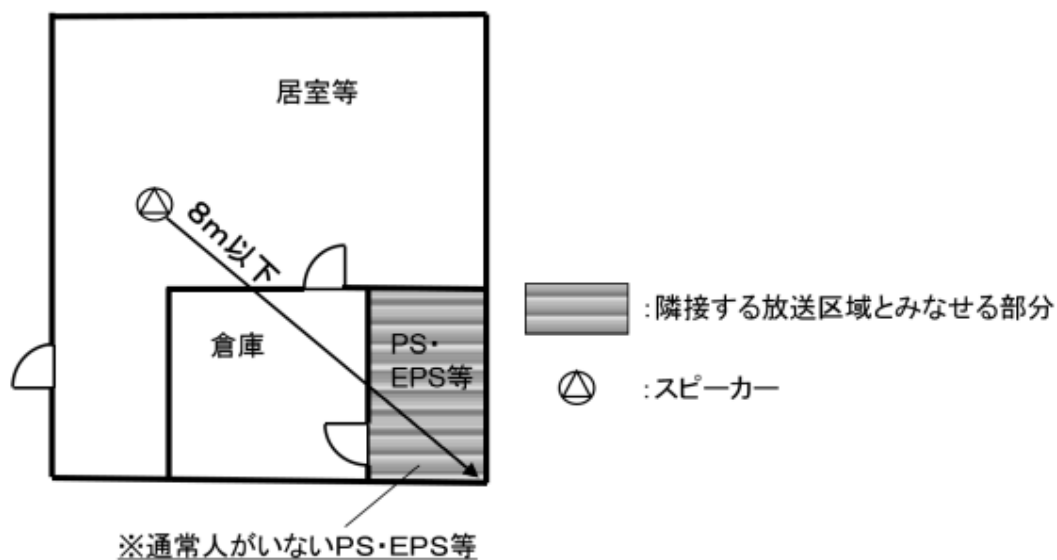
第12-6図 スピーカーの種類に応じた設置例

ケ 規則第25条の2第2項第3号ロ(ロ)に規定する場所のうち、隣接しない放送区域の取り扱い。

(ア) 隣接していない放送区域について、次による場合は令第32条の規定を適用し、隣接する放送区域とみなすことができる(第12-7図参照)

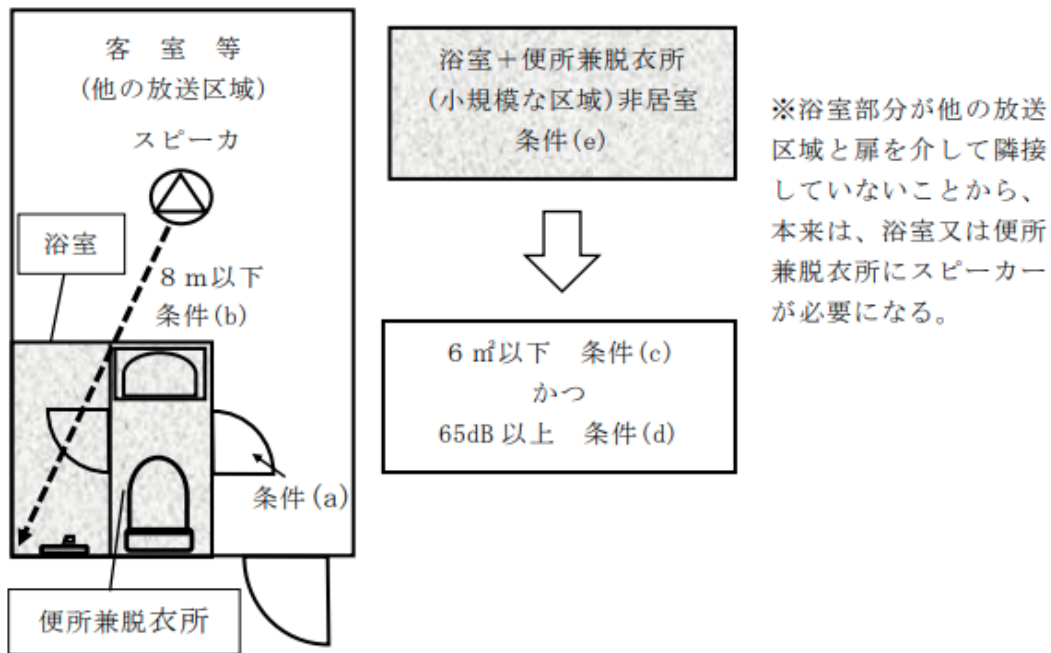
a 隣接する放送区域とみなすことができる部分は、通常人のいないPS、E PS等であること。

b 音声警報の第2シグナル音が65dB以上確保されていること。



第12-7図 隣接していない放送区域がある場合

- (イ) 小規模な区域(他の放送区域と扉がない壁により接する室が一部に存するもの)で下記条件を全て満たす部分については、室の用途に関わらずスピーカーを設置しないことができる。(第12-8図)
- 小規模な区域は、他の放送区域との間に扉(人が出入り可能な開口部をいう。)を有すること。
 - 小規模な区域は、他の放送区域におけるスピーカーから水平距離8m以下であること。
 - 小規模な区域の面積は、6㎡以下であること。
 - 小規模における音声警報の第2シグナルの音圧は、65dB以下であること。
 - 小規模な区域は、建基法第2条第4号に定める居室でないこと。



第12-8図 小規模な区域がある場合

(放送設備)

- (1) 操作上及び点検上の障害とならないよう、有効な空間を確保すること。
- (2) 業務用放送等と兼用する場合

放送設備を業務用の目的と共用するものにあつては、起動装置等による信号を受信し、非常放送が起動された場合、直ちに、かつ、自動的に非常放送以外の放送（地震動予報等に係る放送（緊急地震速報）であつて、これに要する時間が短時間であり、かつ、火災の発生を有効に報知することを妨げないものを除く。）を停止できること。

- (3) ダンスホール、カラオケボックスその他これらに類するもの及び個室ビデオ等に設ける場合の措置等については、第12条自動火災報知設備 8 地区音響装置の例による。

なお、規則第24条第5号イ(ロ)、規則第24条第5号イ(ハ)は、それぞれ規則第25条の2第2項第3号イ(ロ)、規則第25条の2第2項第3号イ(ハ)に置き換える。

- (4) 非常放送設備が必要な防火対象物には、昇降機のかご内にもスピーカーを設置すること。
- (5) 令第24条第2項を適用の際、就寝施設を有する防火対象物には、「国の指導」

(昭和62年4月10日付消防予第54号)に基づき、放送設備を設置すること。

- (6) 放送設備を設置する際は、一般社団法人電子情報技術産業協会非常用放送設備専門委員会編集の「非常用放送設備マニュアル<改訂版>」を準用する。
- (7) 冷凍室等でスピーカーの設置を要する場合にあって、低温等でスピーカーの機能に支障があると認められる場合は、スピーカーの設置を省略することができる。ただし、この場合でも努めて隣接放送区域のスピーカーにより、情報が得られるように配意のこと。
- (8) 非常放送設備の増幅器等を更新する場合に、現行基準のスピーカー配置に不適合な場合の取扱いについては、音声警報が防火対象物の各部分で65デシベル以上得られる場合は、自動火災報知設備と連動しても差し支えない。ただし、地区音響装置は、撤去できないこと。

第3節 避難設備に関する基準

(避難器具)

第13条 避難器具の設置・維持については、令第25条、規則第26条及び第27条によるほか、次によること。

- (1) 自力避難困難者が入所する防火対象物に設ける避難器具は、すべり台とする。
ただし、当該防火対象物の敷地及び構造等によりやむを得ないと認められる場合は、救助袋とする。
- (2) 開口部は、次のア及びイに適合すること。
 - ア 容易に接近でき、かつ、避難器具を使用するのに支障のない空間を有している安全な構造の開口部に、設けていること。
 - イ 床面から開口部下端までの高さは、120センチメートル以下であること。
- (3) 降下空間は、次のア及びイに適合すること。
 - ア 看板、植樹、室外機又は物干し等による障害がないこと。
 - イ 電線がある場合は、降下空間から1.2メートル以上の間隔を有すること。
- (4) 避難空地は、次のアからウまでのいずれにも適合すること。
 - ア 避難空地に障害物がないこと。
 - イ 幅1メートル以上の避難上有効な通路で、広場又は道路等に通じていること。
 - ウ 避難階の避難空地から地盤面までの高さが、50センチメートル以上の場合、

安全に避難できる措置が講じられていること。

(5) 避難器具を設けた場所には、取扱い時に支障が生じないように照明装置を設けること（非常照明で可。）。

(6) 第4号イの取扱いについて、原則として屋内避難経路は認められない。ただし、避難空地から直線的に安全な場所に到達できる場合で、かつ、歩行距離が、20メートル以下の場合、認めることができる。

(7) 標識等は、次表によること。

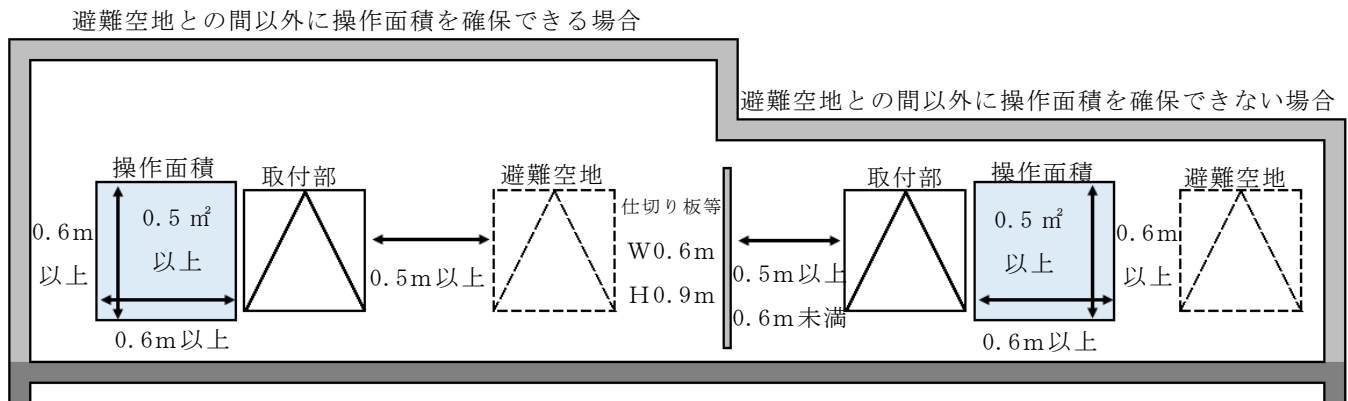
種類	設置場所	大きさ	色	表示方法
設置位置を表示する標識	避難器具又は避難器具直近の見やすい箇所	縦 12cm以上 横 36cm以上	白地に黒文字 (避難器具である旨容易に判別	文字「避難器具」文字の大きさ 5cm ² 以上
使用方法を表示する方法		縦 30cm以上 横 60cm以上	できる場合は、他の色をもって変えることができ	使用方法をわかり易く表示する
設置位置まで誘導する標識	設置位置に至る廊下、通路及び室の入口等	縦 12cm以上 横 36cm以上	る。)	文字「避難器具」文字の大きさ 5cm ² 以上

※1 必要に応じて、内照式で指導協議のこと。

※2 共同住宅に設ける避難ハッチについては、上蓋の表面に「避難器具」が分かる表示をし、裏面に取扱方法が分かる表示をすること。

(8) 避難器具（避難ハッチに限る。）の設置要領は、次によること。

ア 手すり及び仕切り板等との離隔距離は第13-1図の数値以上とすること。



第13-1図

イ 上蓋の開放方向は、原則として住戸側に、開けるものとする。ただし、設置場所により困難と認められる場合は、この限りでない。

ウ 仕切り板等への表示は、次のことを明示すること（原則として、ペイント表示とすること。）。

(ア) 避難経路である旨

- a 『非常口』、『非常出口』又は『この先避難器具あり』
- b 『非常の際は、ここを破って避難ができます』
- c 『非常の際は、ここを破って隣戸に避難してください』

(イ) 仕切り板等の付近に物品を置くことを禁ずる旨

- a 『この付近に物を置かないでください』又は『避難経路につき物品存置厳禁』

エ 物干金物等が設置され、降下障害を生じるおそれがある場合の、当該物干金物等と避難器具との離隔距離は、50センチメートル以上とすること。ただし、降下障害が生じるおそれがない措置を講じた場合は、この限りでない。

オ バルコニー等に設ける仕切板等については、容易に破壊できる構造とし、寸法を幅60センチメートル以上、高さ90センチメートル以上とすること。

カ 共同住宅等に設ける避難ハッチのうち、次に該当する防火対象物に対しては、消防活動上容易に活動できる措置として、4階以上の階の床面に設置する避難ハ

ッチについては下方からも開放できるよう**指導**する。

(ア) 共同住宅等で10階以上の階を有するもの

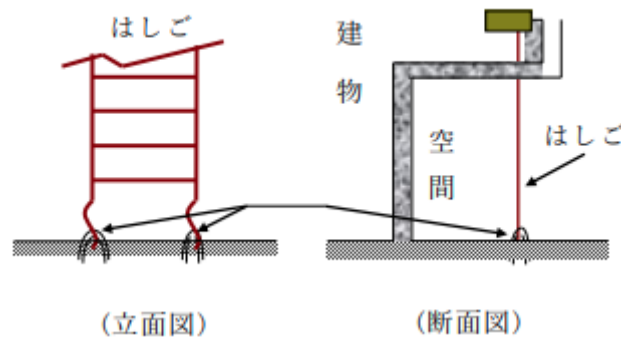
(イ) 共同住宅等で7階以上の階を有し、かつ、避難バルコニーに消防梯子車等が容易に架梯できないもののうち、消防活動上支障があると認められるもの

(9) 避難はしご（避難器具用ハッチに格納したものを除く。）の設置要領は、次によること。

ア つり下げ式の避難はしごは、つり下げた状態において突子が有効かつ安全に防火対象物の壁面等に接することができる位置に設けること。

イ 開口部に突子が接する場合は、網入りガラス又はこれと同等以上の強度を有するものを開口部に設けること。

ウ 突子の受けがない場合は、はしごを固定するために直下階の床にフック等を設けること。（第 13-2 図参照）



第13-2図

(誘導灯)

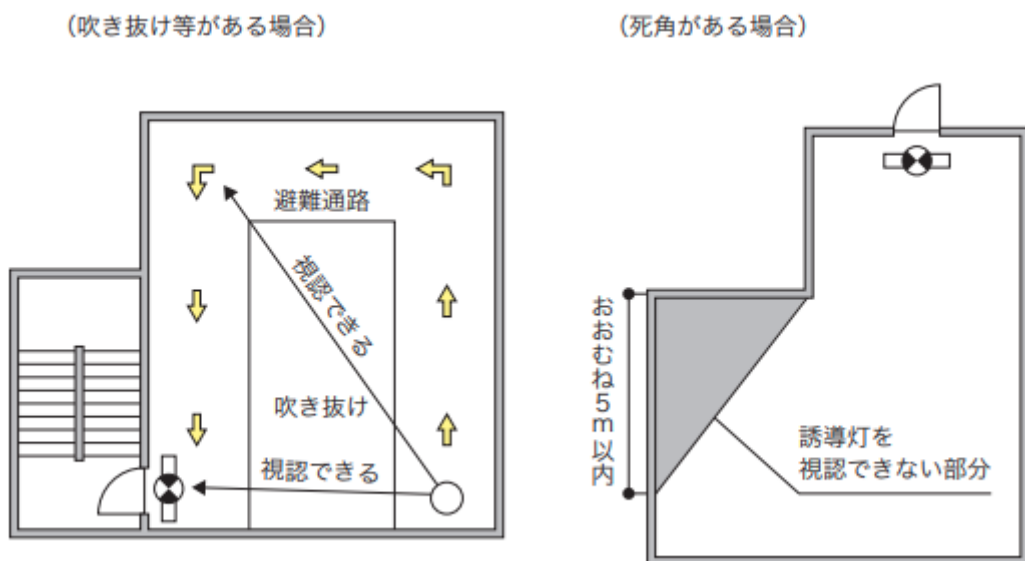
第14条 誘導灯の設置・維持については、令第26条第2項（第5号を除く。）、規則第28条及び第28条の3（第5項を除く。）並びに誘導灯及び誘導標識の基準（平成11年消防庁告示第2号）の規定によるほか、次によること。

(1) 設置を要しない防火対象物又はその部分

ア 規則第28条の2第1項に定める避難口誘導灯を設置することを要しない防火対象物又はその部分とは、防火対象物の居室内各部分から避難経路となる最終避難口までの主要な避難口を容易に見通し、かつ、識別することができる場合で、避難口の一に至る歩行距離が、避難階（無窓階を除く。以下イにおいて同じ。）にあっては、20メートル以下、避難階以外の階（地階及び無窓階を除く。以下イ

において同じ。) にあっては、10メートル以下であること。なお、避難口の一に至る歩行距離20メートル及び10メートルは、それぞれ居室の床面積200平方メートル及び100平方メートルと読み替えることができるものであること（主として防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供するものにあつては、400平方メートル以下）。

また、容易に見とおしできるとは、建築物の構造、什器等の設置による視認の障害がないことをいう。ただし、出入口や誘導灯が障害物により視認できない場合であっても、人が若干移動することにより出入口や誘導灯を視認できる場合は、見とおしできるものとみなす。(第14-1図参照)



第14-1図

イ 規則第28条の2第2項に定める通路誘導灯を設置することを要しない防火対象物又はその部分とは、防火対象物の通路の各部分から最終避難口までを容易に見通し、かつ、識別することができる場合で、避難口の一に至る歩行距離が、避難階にあっては、40メートル以下、避難階以外の階にあっては、30メートル以下であるもの

ウ 令別表第1の防火対象物のうち、冷凍室又は冷蔵室（以下「冷凍庫」という。）の用途に供される部分で、次のいずれかに該当する場合

(ア) 冷凍庫内の各部分から最も近い出入口までの歩行距離が15m以下である場合

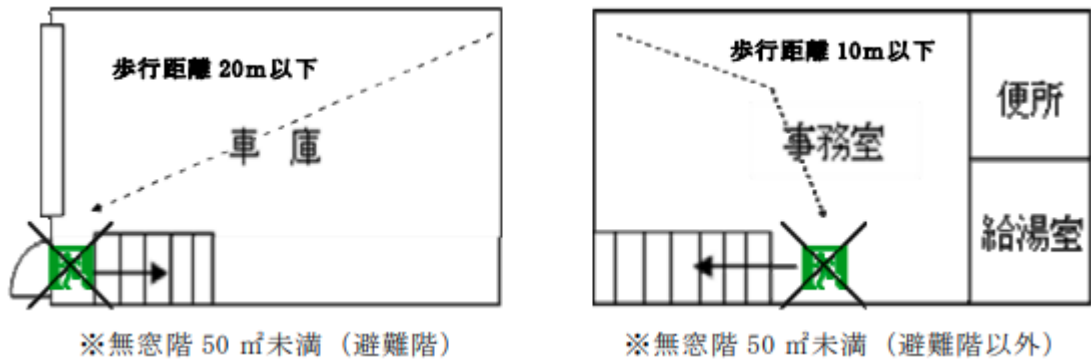
(イ) 出入口であることを明示することができる緑色の灯火が設けられ、かつ、冷凍

庫内の作業に蓄電池で駆動する運搬車等に付置又は付属する照明により十分な照度が保持できる場合

(ウ) 通路部分の曲折点が1以下で、当該曲折点から出入口であることが明示できる表示及び非常電源を付置した緑色の灯火を容易に確認できる場合

エ 無窓階となる場合で、当該の床面積が50㎡未満であり、規則第28条の2第1項第1号（「無窓階を除く。」以外の要件）に適合する場合。ただし、連続居室の場合を除く。（第14-2図参照）

※ 地階であっても避難階の場合は、避難階の例に該当する。



第14-2図

(2) 誘導灯の区分

ア 誘導灯については、①避難口誘導灯、②通路誘導灯及び③客席誘導灯の3つに区分されるが、それぞれの設置場所及び主な目的は、次表のとおりであること。

区分	設置場所	主な目的	
避難口誘導灯	・避難口（その上部又は直近の避難上有効な場所）	・避難口の位置の明示	
通路誘導灯	・廊下、階段、通路その他避難上の設備がある場所	・階段又は傾斜路に設けるもの以外のもの	・避難の方向の明示
		・階段又は傾斜路に設けるもの	・避難上必要な床面照度の確保 避難方向の確認
客席誘導灯	・政令別表第1(1)項に掲げる防火対象物及び当該用途に供される部分の客席	・避難上必要な床面照度の確保	

イ 避難口誘導灯を第14-1表のa又はbに掲げる防火対象物又はその部分に設置する場合は、同表の避難口誘導灯の区分によること。

第14-1表

防火対象物の区分	避難口誘導灯の区分
a 令別表第1(10)項、(16の2)項又は(16の3)項に掲げる防火対象物 b 令別表第1(1)項から(4)項まで若しくは(9)項イに掲げる防火対象物の階又は同表(16)項イに掲げる防火対象物の階のうち、同表(1)項から(4)項まで若しくは(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存する階で、その床面積が1,000㎡以上のもの	・ A級 ・ B級（表示面の明るさが20cd以上のもの又は点滅機能を有するもの）
※ 上記の防火対象物又はその部分で、当該防火対象物の関係者のみが使用する場所にあつては、令第32条を適用してB級又はC級とすることができる。	

(3) 誘導灯の設置を要する防火対象物又はその部分のうち、次のいずれかに該当するものにあつては、令第32条を適用し避難口誘導灯を設置しないことができる。

ア 特定防火対象物の避難経路として使用されない一般住宅部分

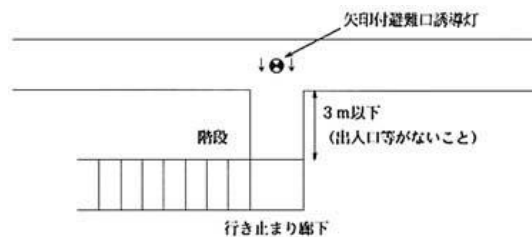
イ 非特定防火対象物部分のみが存する階で、直接外気に開放された階段及び廊下部分

ウ 政令別表第1に掲げる防火対象物（非特定防火対象物で500平方メートル未満に限る。）で、開口部にシャッターを設けたために、無窓階と判定され、誘導灯を設置しなければならないもので、公開時間又は就業時間中はシャッターを開放しており、前記時間外はシャッターを閉じ無人となるもの。ただし、一のシャッターに、ウォーター・キーを設けたものに限る。

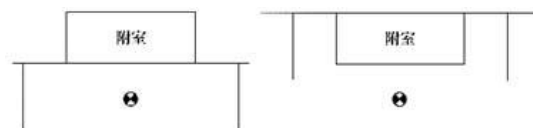
(4) 避難口が近接して2以上ある場合で、その一の避難口に設けた避難口誘導灯の灯火により、容易に識別することができる他の避難口は、避難口誘導灯を設置しないことができる。ただし、誘導灯を設置しない避難口には、蓄光式誘導標識を設けること。

(5) 避難施設に通ずる廊下等の曲折点から避難口までの間が、3メートル以下で、他の居室等の出入口がなく、当該曲折点に避難の方向を明示した避難口誘導灯を設けた場合は、避難施設に避難口誘導灯を設置しないことができる。（第14-3図参照）

(例)



(例)



第14-3図

(6) 防火区画等で区画される階段室の最終出口には、B級又はC級の誘導灯を設置すること（最終避難口の大きさより1ランク下で可とする）。

(7) 客席誘導灯の設置個数は、次式により算出した個数以上とし、かつ、等間隔に設置すること。

設置個数 \geq （客席内通路の直線部分の長さ（メートル） \div 4）- 1

※ 床面からの高さは、原則として0.5メートル以下の箇所に設けること。

(8) 誘導灯の設置要領は、次のとおりとする。

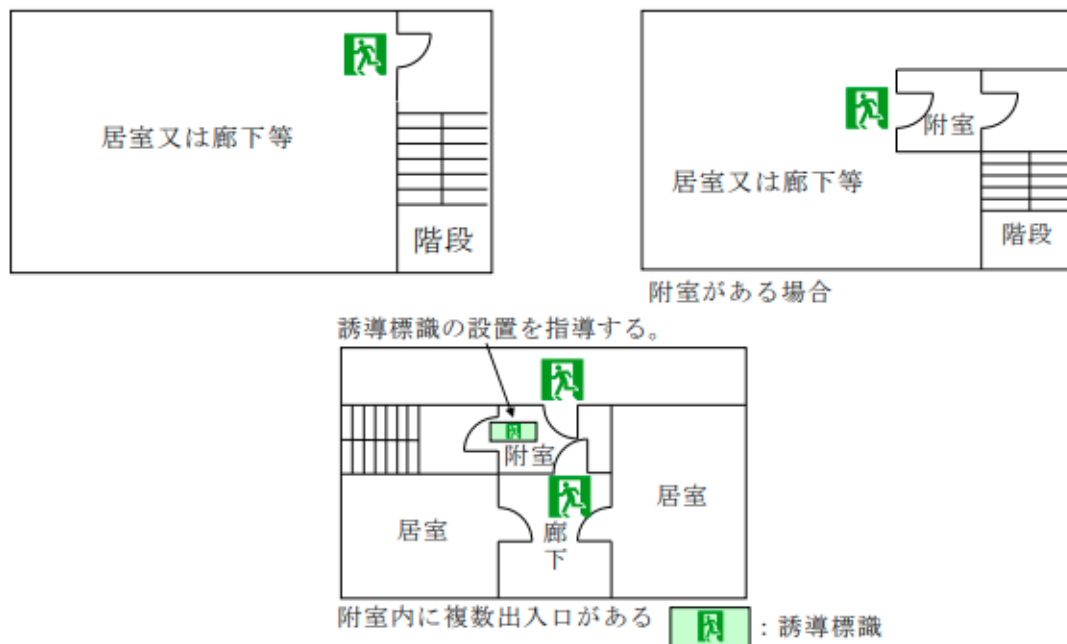
ア 避難口誘導灯は、避難口の上部又はその直近に、床面から誘導灯の下面までの高さが、1.5メートル以上2.5メートル以下となるように設置すること。ただし、建築物の構造上この部分に設けることができない場合、又は、位置を変更することにより容易に見通すことができる場合にあっては、これによらないことができる。

なお、直近に防災たれ壁がある場合は、当該たれ壁より下方に設けること。

イ 室内通路誘導灯は、維持管理及び誘目性確保のため床面から誘導灯の下面までの高さが、2.5メートル以下（防煙たれ壁等がある場合にあっては、当該防煙たれ壁等の下面より下方）の箇所に設けること。ただし、大空間に設けるものあつては最大の高さは、概ね3.5m以下とすることができる。

ウ 廊下通路誘導灯が、建築物の構造その他により、床面からの高さ1メートル以下の箇所に設置することができない場合は、天井から吊り下げ方式とすることができる。

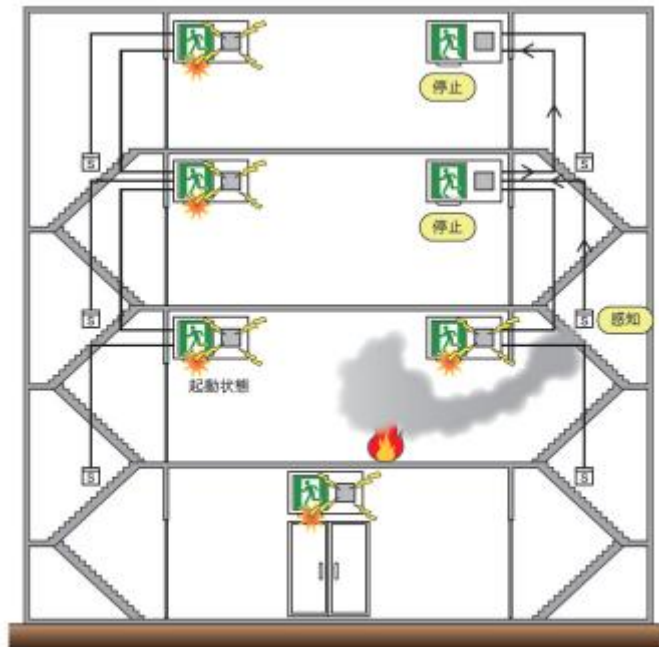
エ 直通階段の出入口の避難口誘導灯は次の避難口に設置すること。(第14-4図参照)



第14-4図

- (9) 避難経路上で、くぐり戸が設置された場合は、その上部には誘導灯を設け、かつ、くぐり戸には誘導標識（『非常口』等の文字をペイント表示でも可）を設置すること。
- (10) 点滅機能又は音声誘導機能付誘導灯は、次に掲げる防火対象物又はその部分に設置するように協議すること。また、この時の最終避難口となる建具についてはパニックオープン機能を有するものとする。
- ア 令別表第1(6)項イ(4)を除く。）、ロ及びハ並びに二に掲げる防火対象物
 - イ 百貨店、旅館、病院その他不特定多数の者が出入りする防火対象物
 - ウ その他これらの機能により、積極的に避難誘導する必要性が、高いと認められる部分
- (11) 点滅形誘導灯等により誘導される避難口から避難経路として使用される直通階段の階段室が煙により汚染された場合にあつては、当該誘導灯の点滅及び誘導音が停止するものであること。(第14-5図参照)ただし、次に掲げる場所に設置するものにあつては、この限りでない。
- ア 屋外階段の階段室及びその附室の出入口

- イ 開放階段の階段室及びその附室の出入口
- ウ 特別避難階段の階段室及びその附室の出入口
- エ 最終避難口及びその附室の出入口



第14-5図

(12) 誘導灯の点灯・消灯は、次によること。

なお、消灯等の工事を行う場合は、事前に協議し、届け出ること。

ア 消灯方法

(ア) 誘導灯の消灯は、手動で行う方式とすること。ただし、「利用形態により特に暗さが必要である場所」に設置する場合であって、当該必要性の観点から誘導灯の消灯時間が、最小限に設定されている時は、誘導灯の消灯を自動で行う方式とすることができる。

(イ) 個々の誘導灯ごとではなく、消灯対象ごとに、一括して消灯する方式とすること。

(ウ) 「利用形態により特に暗さが必要である場所」において誘導灯の消灯を行う場合には、当該場所の利用者に対し、①誘導灯が消灯されること、②火災の際には誘導灯が点灯すること及び③避難経路について、掲示又は放送等によりあらかじめ周知すること。

イ 点灯方法

(ア) 「自動火災報知設備の感知器の作動と連動して点灯」する場合には、消灯している全ての避難口誘導灯及び通路誘導灯を点灯すること。

(イ) 「当該場所の利用形態に応じて点灯」する場合には、誘導灯を消灯している場所が、消灯の要件に適合しなくなったとき、自動又は手動により点灯すること。なお、この場合において、消灯対象ごとの点灯方法は、次表によること。

消灯対象	点灯方法	
	自動	手動
当該防火対象物が無人である場合	○照明器具連動装置 ○扉開放連動装置 ○施錠連動装置 ○赤外線センサー	防災センター要員、警備員及び宿泊者等により当該場所の利用形態に応じて、迅速、かつ、確実に点灯する防火管理体制が整備されていること。
「外光により避難口又は避難の方向が識別できる場所に設置する場合	○照明器具連動装置 ○光電式自動点滅器等	
「利用形態により特に暗さが必要である場所に設置する場合	○照明器具連動装置 ○扉開放連動装置等	
「主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する場所に設置する場合	○照明器具連動装置等	

※1 当該場所の利用形態に応じた点灯方法としては、上表に掲げるもの等から、いずれかの方法を適宜選択すればよいこと。

※2 なお、自動を選択した場合であっても、点滅器を操作すること等により、手動でも点灯できるものであること。

ウ 配線等

(ア) 誘導灯を消灯している間においても、非常電源の蓄電池設備に常時充電することができる配線方式とすること。

- (イ) 操作回路の配線は、規則第12条第1項第5号の規定によること。
- (ウ) 点灯又は消灯に使用する点滅器及び開閉器等は、防災センター等に設けること。ただし、「利用形態により特に暗さが必要である場所」に設置する場合には、防災センター等のほか、当該場所を見通すことができる場所又はその付近に設けることができること。
- (エ) 点灯又は消灯に使用する点滅器及び開閉器等には、その旨を表示すること。

第4節 消防活動上必要な施設に関する基準

(連結送水管)

第15条 連結送水管の設置・維持については、政令第29条及び省令第31条によるほか、次によること。

(1) 送水口及び放水口については、次のとおりとする。

ア 放水口は原則、令第29条第2項第1号に掲げる階段室で消防隊が有効に消火活動を行うことができる位置に設けること。

イ 送水口の結合金具は、差込式で呼称65ミリとすること。

ウ 放水口の結合金具は、差込式で呼称65ミリ及び50ミリのいずれにも使用できる併用型（通称マルチコネクター）とすること。ただし、差込式雄（50ミリ）×差込式雌（65ミリ）のクサリ付き結合金具を放水口付近に設置した場合は、この限りでない。

エ 放水口を格納する箱の大きさは、400ミリ×500ミリ以上とし、板厚については、1.6ミリ以上とすること。

オ 送水口は、原則として埋込式を指導すること。

カ 送水口付近の見易い位置に、乾式又は湿式の別及び放水口の位置を確認できる案内板等で表示すること。

キ 立管式とする場合は、次によること。

(ア) 消防ポンプ自動車容易に接近でき、かつ、車両等の衝突により損傷を受けない位置に設けること（車路等に面した所は、避けること。）。

(イ) オの措置を2メートル以内の箇所の壁等に、表示できる場所に設けること。

ク 同一防火対象物で立管が2以上設けられている場合は、ループ配管（湿式）とすること。

- (2) 11階以上の階に設置する放水用器具格納箱の放水器具のホースについては、差込式で呼称50ミリとし、筒先はこれと結合することができるもので、かつ、放水を一時停止することができるものであること。
- (3) 高層建築物（高さ31メートルを超える建築物をいう。）又は地階を除く階数が11以上の建築物は、配管を湿式とすること。
- (4) 乾式とした送水口には、取扱いが容易な場所に排水弁を設け、かつ、その付近に表示をすること。なお、逆止弁及び止水弁は、不要とする。
- (5) 屋上等には、原則としてテスト弁を設けること。なお、標識は要し、表示灯は不要とする。

第5節 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する施設等に関する基準

（パッケージ型消火設備）

第16条 パッケージ型消火設備の設置・維持については、令第29条の4、必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成16年総務省令第92号）第1条及びパッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める告示（平成16年消防庁告示第12号。以下「12号告示」という。）の規定によるほか、次によること。

1 設置方法

- (1) 防火対象物の階ごとに、その階の各部分から一のホース接続口までの水平距離がⅠ型にあつては20m以下、Ⅱ型にあつては15m以下となるように設けること。
なお、間仕切り等により放射できない部分が生じないよう、第4条第2項を準用し設置すること。（表16-1表）
- (2) 防護する部分の面積は、Ⅰ型にあつては850 m²以下、Ⅱ型にあつては500 m²以下とすること。
- (3) 40℃以下で温度変化の少ない場所に設けること。
- (4) 直射日光及び雨水のかかるおそれの少ない場所に設けること。
- (5) 消火薬剤貯蔵容器の直近の見やすい箇所に赤色の灯火及びパッケージ型消火設備である旨を表示した標識を設けること。

- (6) パッケージ型消火設備は、消火薬剤の放射時間に限りがあるため、人の目につきやすく、かつ避難が容易な場所に設置すること。

第16-1表

種類	水平距離 (m)	防護面積 (㎡)	ホース長さ (m)	放射距離 (m)
I型	20m	850㎡以下	25m	10m(注)
II型	15m	500㎡以下	20m	

(注) 機器仕様書に明示された放射距離がこれによらない場合は、当該機器仕様書に明示された放射距離

2 その他

- (1) 12号告示第3中、「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所」とは、初期消火及び避難を行う上で有効な、外気に直接開放された開口部又は随時容易に開放できる開口部を有しない場所を指すものである。

なお、次のいずれにも該当する場合は、「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所」以外の場所として取り扱うものとする。

ア 建基政令第126条の3に定める排煙設備が設置され適合している場合

イ パッケージ型消火設備は、容易に視認できる部分で、かつ、最終避難が可能な避難口又は階段付近等に設置してある場合

- (2) 令別表第1(5)項口に掲げる防火対象物で「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について」(平成7年消防予第220号)の適用を受けたものは、パッケージ型消火設備を設置できないものとする。

- (3) 次のいずれかに適合する場合は、令第32条を適用し、12号告示第3の要件にかかわらず、パッケージ型消火設備を設置できるものとする。

ア 地階又は無窓階を除くこととされているが、次のいずれかに該当する場合

(ア) 地階が避難階となる防火対象物で、規則第5条の5第1項に規定する普通階である場合

(イ) 地階又は無窓階が、受水槽、ポンプ室その他これらに類する場所のみである場合

イ 令別表第1(14)項に掲げる防火対象物が除かれているが、次のいずれにも該当し、消防長(消防署長)が認める場合

(ア) 収容物が、危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)第1条の

11に規定する指定数量の5分の1以上のもの、又は同令別表第4の品名欄に掲げる物品で、同表の数量欄に定める数量以上のものを収容する倉庫以外の倉庫（ラック式倉庫は除く。）

(イ) 自動火災報知設備の感知器の種別を煙感知器（規則第23条第4項第1号ニに掲げる場所を除く。）とし、火災の発生を早期に覚知できる場合

ウ 第1号及び第2号以外で、消防長（消防署長）が防火対象物の位置、構造又は設備等の状況から判断して、12号告示の基準によらなくとも安全を確保することができるものと認める場合

(4) パッケージ型消火設備は、規則第31条の4の規定による登録認定機関の認定品を設置指導すること。

第3章 防災物品・防災表示

(防災対象物品)

第17条 法第8条の3第1項、令第4条の3第3項の防災対象物品には、次のものが含まれる。

- (1) 仕切りに用いられる布製のアコーディオンドア、衝立
- (2) 室内装飾のために壁に沿って下げられている布製のもの
- (3) 布製ののれん、装飾幕及び紅白幕等で、下げ丈がおおむね1メートル以上のもの
- (4) 劇場及び映画館等で使用される映写用スクリーン
- (5) 展示会場で用いられる合板で、台、バックスクリーン又は仕切り用等に使用されるもの
- (6) 店舗部分で、商品の陳列棚としてではなく、天井から下げられた状態又はパネル等として使用される合板

2 次のものは、防災対象物品に含まれないものであること。

- (1) 大きさが2㎡以下のじゅうたん等（一辺30cm程度で正方形のマット状のもの等は継ぎ合わせた状態の大きさとする）
- (2) 接着剤等で床に貼られ床と一体となっている合成樹脂製床シート及びプラスチックタイル
- (3) 畳

- (4) じゅうたん等の下敷きにクッション材として使用されているアンダーレイ，アンダークッション，アンダーフェルト等
- (5) プラスチック製ブラインド，木製ブラインド
- (6) プラスチック製すだれ，木製すだれ
- (7) 外壁にそって垂れ下がっている広告幕
- (8) のぼり
- (9) 展示用合板で不燃材料、準不燃材料又は難燃材料を使用している物(防災表示必要なし)

3 表示の方法

- (1) 規則第4条の4第1項第3号に定める縫付、貼付及び下げ札等の表示方法は、次表によること。

表示方法		縫付	貼付	下げ札	その他
防火物品の種類					
カーテン、 暗幕及びその 他これらに類 するもの	耐洗濯性能を 有するもの	○			
	耐洗濯性能を 有しないもの		○		
じゅうたん等			○		○
布製ブラインド及びその材料			○		
合板			○		○
どん帳その他これらに類する 幕		○	○		
工事用シート及びその材料			○		
防火対象物品の材料（合板、 工事用シート及び布製ブライ ンドを除く。）			○	○	

※ 表中「その他」には、スタンプ、印刷、刻印及び打ち付け等があること。

- 4 施工されたじゅうたん等（床に固定されたもの）にあつては、防火ラベルをメタル等で、次によりその表面に打ち付けること。

- (1) 室内に固定又は敷きつめられたじゅうたん等に、防災ラベルを付する場合にあっては、各室ごとに次により主要な出入口部分に、防災ラベルを打ち付けること。
- ア 主要な出入口に打ち付けるメタルの位置は、扉等の蝶番側とする。なお、両開き扉、引き戸及びシャッター等の場合は、廊下側から見て右方の位置とすること。
- イ 1室に2種類以上のじゅうたん等が、敷きつめられた場合の表示位置は、じゅうたん等の種類ごととし、主要な出入口側に近い位置とすること。
- ウ ホール及び玄関等の表示位置は、原則として建物の主要な出入口側から見て、右方の位置とすること。
- エ 廊下に固定し又は敷きつめられたじゅうたん等に、防災ラベルを付する場合にあっては、次によること。
- (ア) じゅうたん等が連続している範囲に、1個以上の防災ラベルを打ち付けること。したがって、廊下に固定し又は敷きつめられたじゅうたん等が、防火区画等によって分離されている場合にあっては、各部分ごとに防災ラベルを打ち付けること。
- (イ) 防災ラベルを打ち付ける位置は、防火対象物の各階共通して、同方角の端部とすること。
- オ 階段に固定し又は敷かれたじゅうたん等に、防災ラベルを付す場合にあっては、各階ごとに階段踊り場の位置に、1個以上の防災ラベルを打ち付けること。

第4章 用途別取扱要領

(地区公民館の取扱)

第18条 地区公民館の取扱いは、次によること。

- (1) 項の判定
令別表第1(1)項ロで判定する。
- (2) 収容人員の算定
対象物の居室の床面積のみを3平方メートルで除して得た数により算定する。
- (3) 法第8条の適用
収容人員50人以上とする。
- (4) 消防用設備等については、次のとおりとする。
- ア 屋内消火栓設備基準面積については、令第11条第1項第2号を適用する。

- イ 自動火災報知設備については、延べ面積500平方メートル以上に設置する。
- ウ 非常警報設備については、平屋建に限り設置しないことができる。
- エ 誘導灯については、平屋建は、設置しないことができる（無窓階は除く。）。
- オ 避難器具については、3階以上の階で、収容人員50人以上に設置する。ただし、二方向避難が確保できないものについては、10人以上とする。

(複合用途防火対象物の判定)

第19条 複合用途防火対象物の判定について、消防予第41号・消防安第41号（昭和50年4月15日）によるほか、次によること。

- (1) 令別表第1の防火対象物の用途が二以上存し、かつ、一般住宅部分とが混在する場合は、最初に一般住宅部分を除き、同表の防火対象物で用途を判定する。その結果、単項となった場合は、当該単項部分と一般住宅部分とで判定する。一方、複合用途となった場合は、当該複合用途と一般住宅の複合用途とすること。
- (2) 「一般住宅と令別表第1の防火対象物が、概ね等しい」とは、その差が10平方メートル以下のものとする。

(収容人員の算定方法)

第20条 収容人員の算定方法について、令第1条の3によるほか、次によること。

- (1) 令別表第1(5)項ロ

- ア 算定要素

- 居住者の人数

- イ 算定する場合の取扱い

寄宿舍、共同住宅に常時居住している者の人数を収容人員とする。ただし、新築又は居住者の出入りが激しいなどで、実態が把握困難な共同住宅等にあつては、次表によること。

住戸のタイプ	1K、1DK	2LDK	3LDK	4LDK
	1LDK	3DK	4DK	5DK
	2DK			
算定居住者数	2人	3人	4人	5人

第5章 避難上又は消防活動上有効な開口部

(無窓階の取扱)

第21条 無窓階の取扱いについては、規則第5条の5及び消防安第65号（昭和50年6月16日）によるほか、次によること。

1 開口部の位置

(1) 次の全てに適合する踏み台を設けた場合は、「床面から開口部の下端までの高さは、1.2メートル以内」のものとして、取り扱うことができる。

ア 不燃材料で造られ、かつ、堅固な構造であること。

イ 開口部が設けられている壁面と隙間がなく、床面に固定されていること。

ウ 高さは、おおむね30センチメートル以内、奥行きは、30センチメートル以上、幅は、開口部の幅以上であること。

エ 踏み台の上端から開口部の下端まで、1.2メートル以内であること。

オ 避難上支障がないように、設けられていること。

(2) 次に掲げる空地等は、「通路その他の空地」として取り扱うことができる。

ア 国又は地方公共団体等の管理する公園で、将来にわたって空地の状態が維持されるもの

イ 道又は道に通じる幅員1メートル以上の通路に通じることができる広場（建築物の屋上、階段上の部分等）で、避難及び消火活動が、有効にできるもの

ウ 1メートル以内の空地又は通路にある樹木、塀及びその他の工作物で、避難及び消火活動に支障がないもの

エ 傾斜地及び河川敷等で、避難及び消火活動に支障がないもの

オ 周囲が建物で囲われている中庭等で、当該中庭等から通じる通路等があり、次の全てに適合するもの

(ア) 中庭から通じる出入口の幅員は、1メートル以上であること。

(イ) 中庭から通じる部分は、廊下又は通路であること。

(ウ) 中庭から道に通じる部分の歩行距離は、20メートル以下で、かつ、直接見通しができるものであること。

(エ) 道に面する外壁に、2以上の大型開口部があること。

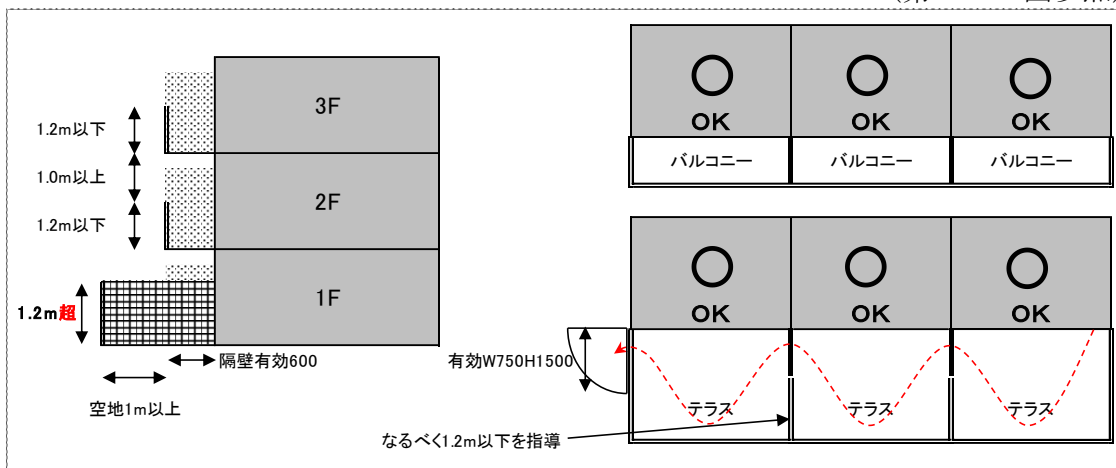
(オ) 道に面する外壁の開口部で、必要面積の2分の1以上を確保できること。

(3) 共同住宅等の無窓階の取扱いについては次のとおりとする。

ア バルコニー、テラスの取扱い（図の○印箇所は有効開口部として取扱える。）

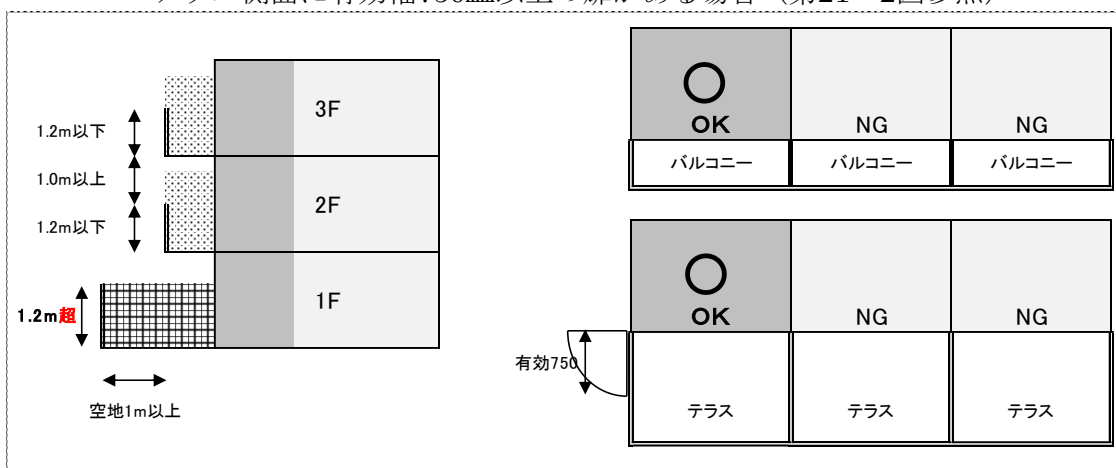
(ア) 1階のテラスの外側に1.2mを超える壁等、1 m以上の空地があり、また隔壁が設けられておりテラス側面に有効幅750mm以上の扉がある場合

(第21-1図参照)



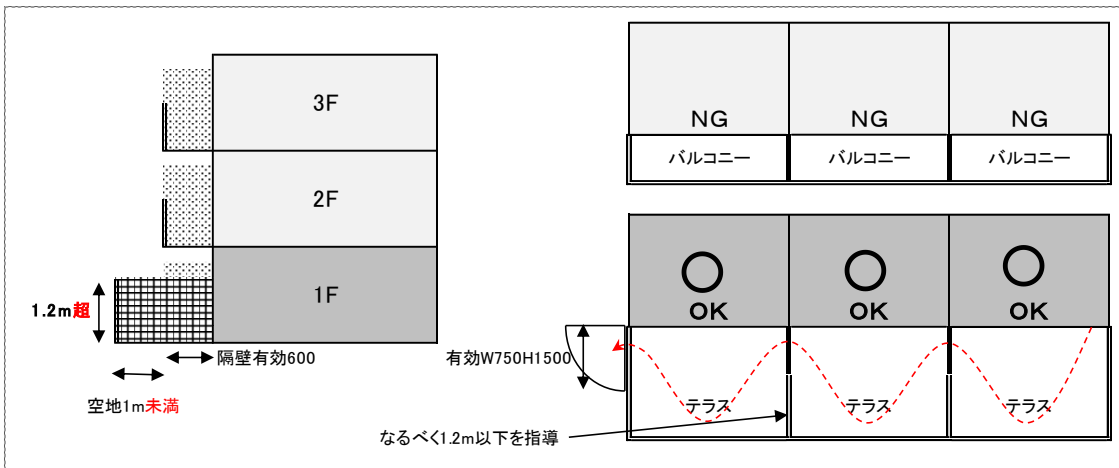
第21-1図

(イ) 1階テラスの外側に1.2mを超える壁等、テラスに1 m以上の空地があり、テラス側面に有効幅750mm以上の扉がある場合（第21-2図参照）



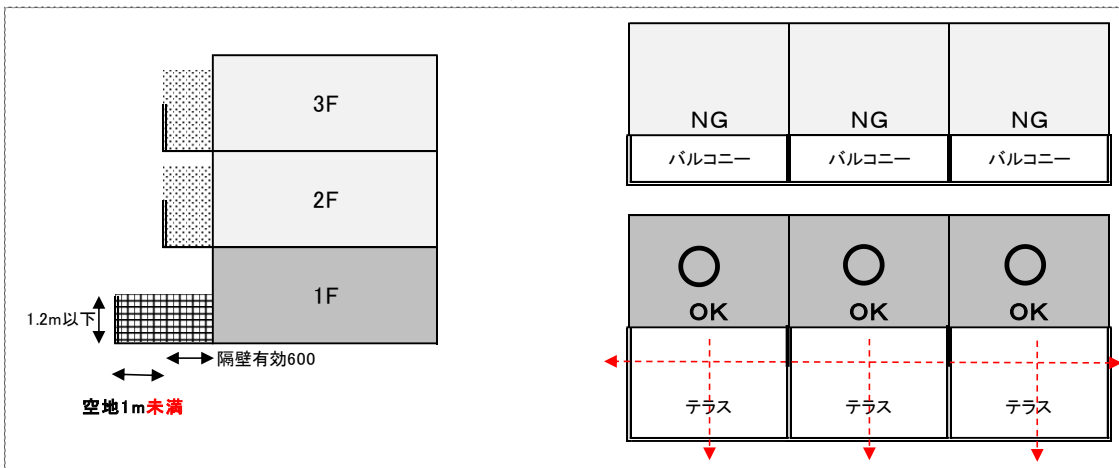
第21-2図

(ウ) 1階テラスの外側に1.2mを超える壁等があり、また隔壁が設けられておりテラス側面に有効幅750mm以上の扉があるが、テラスの空地が1 m未満の場合（第21-3図参照）



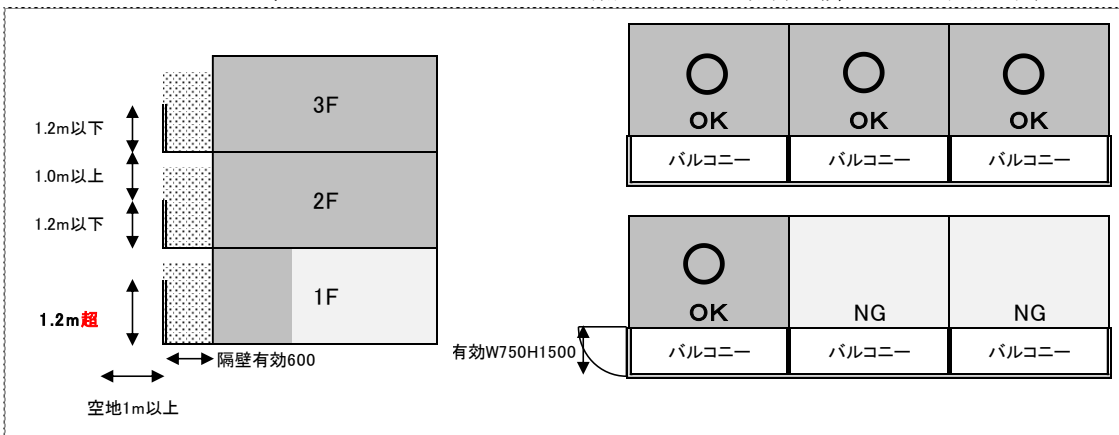
第21-3図

(エ) 1階テラスの外側に1.2m以下の壁等があり、また隔壁もあるが、テラスの空地が1m未満で側面にも扉もない場合 (第21-4図)



第21-4図

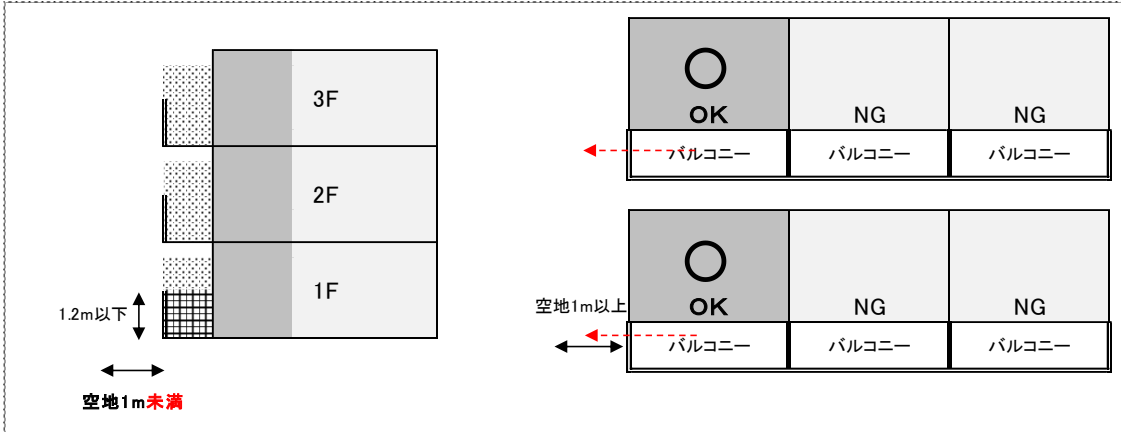
(オ) 1階バルコニーの外側に1.2mを超える壁等、その外壁面から1m以上の空地があり、またそのバルコニーに隔壁がある場合 (第21-5図参照)



第21-5図

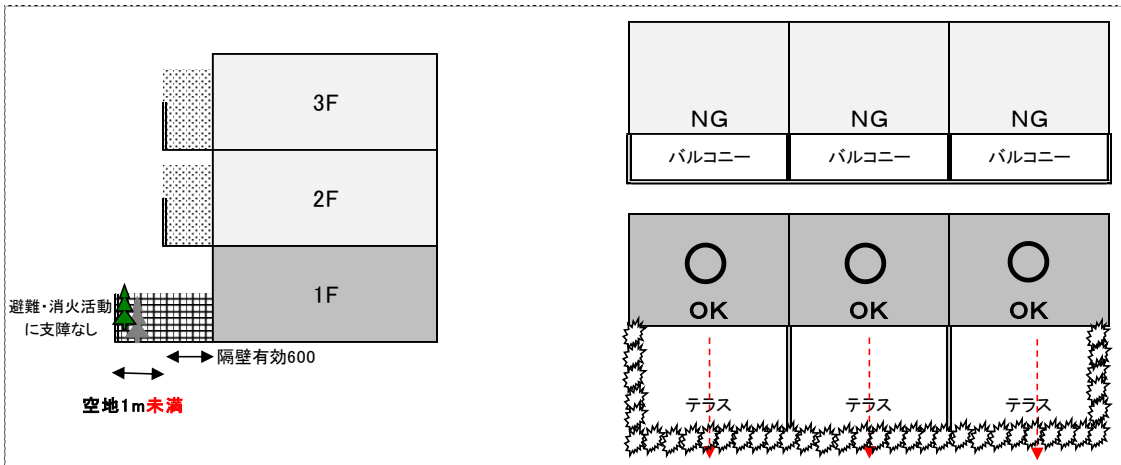
(カ) 1階バルコニーの外側に1.2m以下の壁等があり、バルコニーの外壁面からの空地在1m未満であるが、側面の壁等から1m以上の空地がある場合

(第21-6図参照)



第21-6図

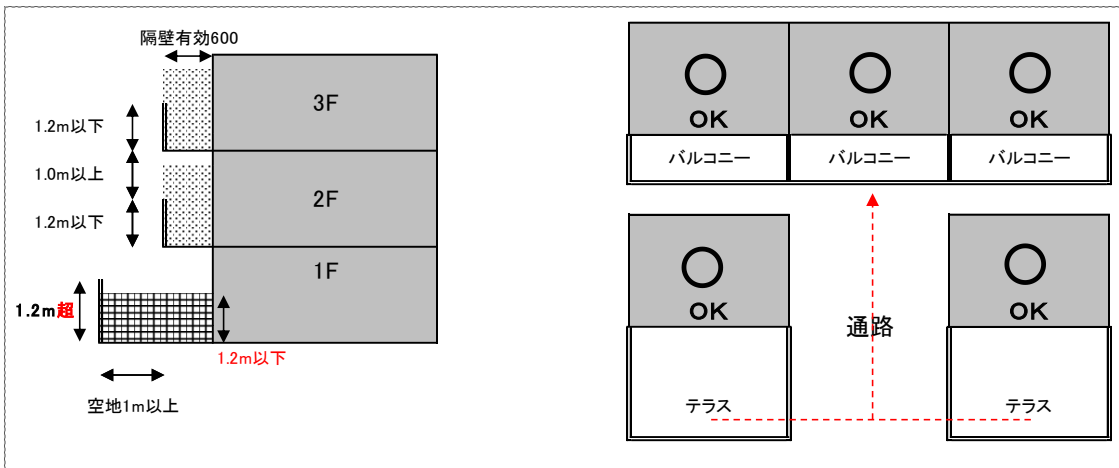
(キ) 1階テラスの周囲に植栽があり（避難・消火活動に支障がないものに限る。）、テラスの空地は1m未満で隔壁がある場合（第21-7図参照）



第21-7図

(ク) 1階テラス脇に通路がある場合で、テラス外側に1.2mを超える壁等、テラスに1m以上の空地があり、テラスの通路側の壁等が1.2m以下の場合

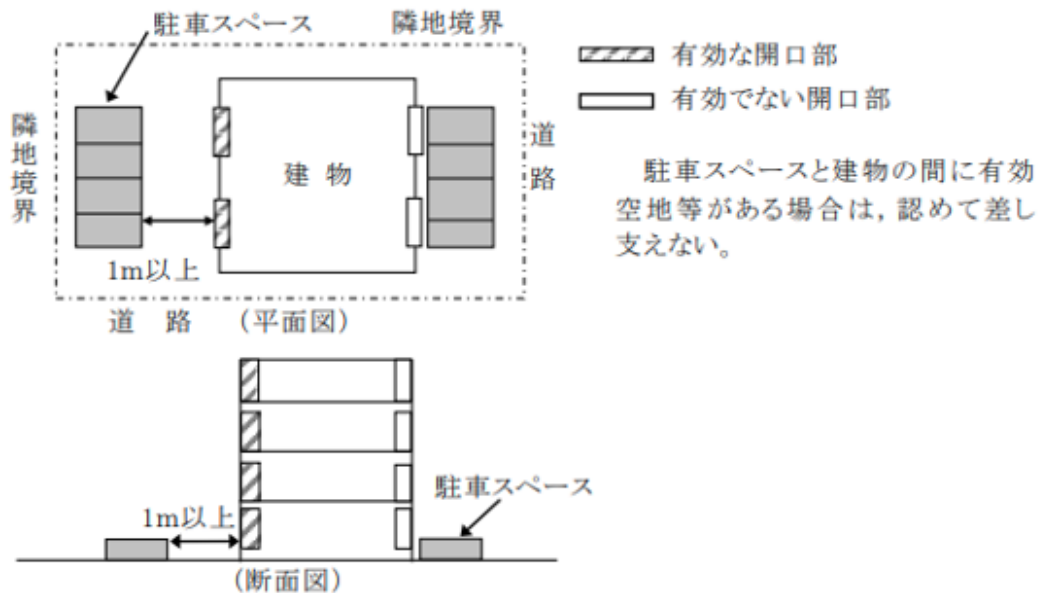
(第21-8図参照)



第21-8図

イ 共同住宅等で駐車スペース（駐輪場含む。以下同じ。）が隣接して設けられている場合の1m以上の空地等の取扱い（第21-9図参照）

- (ア) 原則駐車スペースからの有効距離とする。
- (イ) 消防同意時、代理者等が図面に駐車スペースを明確に表記できない場合は、車輪止めからの有効距離とする。



第21-9図

ウ エントランス等の自動ドアでオートロック機能を有するものは、通常時に屋外から緊急用開放ボタン等を押すことにより開放することができ、停電時に屋内及

び屋外から手動により押し開けられる構造ものについては、有効開口部として取扱う。

2 避難上又は消火活動上有効な開口部の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) ガラスの種類による無窓階の取扱い

ガラスの種類	厚さ	開口部の条件	無窓階判定 (省令第5条の2)		
			足場あり	足場なし	
				フィルムなし	備考(キ)フィルム
普通板ガラス(旧JIS R 3201) フロート板ガラス (JIS R 3202) 磨き板ガラス(JIS R 3202) 型板ガラス(JIS R 3203) 熱線吸収板ガラス (JIS R 3208) 熱線反射ガラス(JIS R 3221)	6ミリ以下	引き違い	○	○	△
		FIX	○	○	×
網入板ガラス(JIS R 3204)	6.8ミリ以下	引き違い	△	△	△
		FIX	×	×	×
線入板ガラス(JIS R 3204)	10ミリ以下	引き違い	△	×	×
		FIX	×	×	×
強化ガラス(JIS R 3206) 耐熱板ガラス	5ミリ以下	引き違い	○	○	△
		FIX	○	○	×
合わせガラス(JIS R 3207)	フロート板ガラス6ミリ	引き違い	△	△	×

R 3205)	以下+PVB30mil (膜厚0.76mm) 以下+フロート板ガラス6ミリ以下	FIX	×	×	×
	網入板ガラス6.8ミリ以下+PVB30mil (膜厚0.76mm) 以下+フロート板ガラス5ミリ以下	引き違い	△	△	×
		FIX	×	×	×
	フロート板ガラス5ミリ以下+PVB60mil (膜厚1.52mm) 以下+フロート板ガラス5ミリ以下	引き違い	△	×	×
		FIX	×	×	×
	網入板ガラス6.8ミリ以下+PVB (60mil (膜厚1.52mm) 以下+フロート板ガラス6ミリ以下	引き違い	△	×	×
		FIX	×	×	×
	フロート板ガラス3ミリ以下+PVB60mil (膜厚1.52mm) 以下+型板ガラス4ミリ以下	引き違い	△	×	×
FIX		×	×	×	
倍強度ガラス (JIS R 3222)	—	引き違い	×	×	×
		FIX	×	×	×
複層ガラス (JIS R 3209)	構成するガラスごとに本表 (網入板ガラス及び線入板ガラス (窓ガラス用フィルムを貼付したもの等を含む) は、厚さ6.8ミリ以下のものに限る。) により評価し、全体の判断を行う。				

[備考]

(ア) ガラスの厚さの単位は、日本工業規格(JIS)において用いられる「呼び厚さ」の「ミリ」を用いる。

(イ) 「足場あり」とは、避難階又はバルコニー (建基政令第126条の7第5号に規定する構造以上のもの)、屋上広場等破壊作業のできる足場が設けられ

ているもの

(ウ) 「引き違い」とは、引き違い窓、片開き戸、開き戸等、通常は部屋から開放することができ、かつ、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの

(エ) 「FIX」とは、はめ殺し窓をいう。

(オ) 低放射ガラス（通称Low-E膜付きガラス）（金属又は酸化金属で構成された薄膜を施した低放射ガラスであること。）は、基板と同等なものとして取り扱う。

(カ) 次に示す窓用フィルムを貼付したガラスの取扱いは、基板と同等なものとして取り扱う。

a PET製窓ガラス用フィルム（JIS A 5759に規定するもの。以下同じ。）のうち、多積層（引裂強度を強くすることを目的として数十枚のフィルムを重ねて作られたフィルムをいう。以下同じ。）以外で、基材の厚さが100 μ m以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない）を貼付したガラス

b 塩化ビニル製窓ガラス用フィルムのうち、基材の厚さが400 μ m以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない）を貼付したガラス

(キ) 次に示す窓用フィルムを貼付したガラスの取扱いは、上表「備考（キ）フィルム」欄による。

a PET製窓ガラス用フィルムのうち、多積層以外で、基材の厚さが100 μ mを超え400 μ m以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない）を貼付したガラス

b PET製窓ガラス用フィルムのうち、多積層で、基材の厚さが100 μ m以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない）を貼付したガラス

(ク) 「足場あり」欄の判定は、窓ガラス用フィルムの有無にかかわらず、全て（窓ガラス用フィルムなし、備考（キ）フィルム）同じ判定であること。

(ケ) 上記以外の「合わせガラス」に係る運用は、平成19年3月27日消防予第111号による。

〔凡例〕

○：有効な開口部として取り扱うことができる。

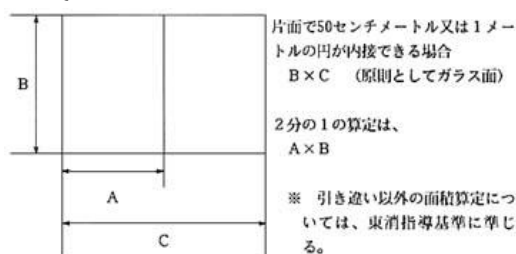
△：ガラスの一部を破壊し、外部から開放できる部分（引き違い窓の場合おおむね1/2の面積で算定する。）を有効な開口部として取り扱うことができる。

×：有効な開口部として取り扱うことはできない。

PVB：ポリビニルブチラール

PET：ポリエチレンテレフタレート

イ 面積の算定について



- (3) 避難を考慮する必要がない通常無人の小規模倉庫等については、おおむね300平方メートル以下で、かつ、外壁がスレートで造られ、内壁が施されていないもので、シャッター等にウォーター・キー（1箇所可）を設けたものは、普通階とみなす。

第6章 防火対象物定期点検報告

(防火対象物定期点検報告)

第22条 防火対象物定期点検報告については、令第4条の2の2第2号に該当する防火対象物のうち、避難階以外の階（1階及び2階を除くものとし、省令で定める避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあっては、その区画された部分とする。）の部分の全てが、次の各号に掲げる条件のいずれかに該当する場合は、既存、新築の別を問わず、該当しないものとする。

- (1) 居室以外の部分（機械室、倉庫等）であって、不特定多数の者の出入りがないもの
- (2) 実態上の用途が特定用途以外の用途に供される部分であって、「令別表第1に掲げる防火対象物の取扱いについて」（昭和50年消防予第41号及び消防安第41号。以下「41号通知」という。）1(2)により、主たる用途に供される部分の従属的な部分を構成すると認められる部分とされたため、当該部分が特定用途に供される部分として取り扱われているもの
- (3) 一般住宅の用途に供される部分であって、41号通知2(2)により、防火対象物全体が単独の特定用途に供される防火対象物として取り扱われることとされたため、

当該一般住宅の用途に供される部分が特定用途に供される部分として取り扱われているもの

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和7年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際、現に存する防火対象物又は現に新築、増築及び改築中の防火対象物等に係る消防用設備等の設置については、なお従前の例によるものとする。